議第２号

松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

平成26年９月４日提出
長野県都市計画審議会長

26都第195号
平成26年８月21日

長野県都市計画審議会長　様

長　野　県　知　事

松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

このことについて、都市計画法第21条第２項の規定において準用する同法第18条第１項の規定により、次のように審議会に付議します。

松本都市計画
（松本市）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）

長　野　県

変 更 理 由 書

現行の「松本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成１６年５月に策定し、平成２２年１１月に変更したものである。

平成２２年３月に松本市は、波田町と合併し、「松本都市計画区域（線引き都市）」に「波田都市計画区域（非線引き都市）」が加わり、１つの行政区域内に異なる都市計画区域が混在し、現行計画と差異が生じているため、見直しが必要となっている。

このため本計画は、「長野県都市計画制度活用指針（平成20年2月）」に示された県民誰もが安心して快適に暮らしていくために、無秩序な都市の拡散を抑制し、都市機能をコンパクトに集約させた都市構造の実現を目指す方向性をふまえ、波田町が合併したことに伴う計画変更を行うものである。

計画書目次

頁

松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 1
１．　都市計画の目標 1
(1) 都市計画区域の範囲と目標年次 1
① 都市計画区域の範囲 1
② 目標年次 1
(2) 都市づくりの基本理念 1
(3) 地域ごとの市街地像 3
① 市街地地域 3
② 農業地域 4
③ 自然保全地域 4
２．　区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 5
(1) 区域区分の決定の有無 5
(2) 区域区分の方針 6
① おおむねの人口 6
② 産業の規模 6
③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係 6
３．　主要な都市計画の決定の方針 7
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 7
① 主要用途の配置の方針 7
② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針 9
③ 市街地における住宅建設の方針 9
④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針 10
⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針 11
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 12
① 交通施設の都市計画の決定の方針 12
② 下水道及び河川の都市計画の整備の方針 15
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針 17
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 18
① 主要な市街地開発事業の決定の方針 18
② 市街地整備の目標 18
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 19
① 基本方針 19
② 主要な緑地の配置の方針 20
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針 22
④ 主要な緑地の確保目標 23

計画附図
１.都市構造図 24
２.都市施設等配置図 25

松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

１．都市計画の目標

本計画は、都市づくりに対する合意形成の促進を図るため、松本都市計画区域を対象として、県が広域的見地から、関係市町村や住民の意向を反映しながら、都市計画の目標とその実現に向けた基本的な方針を示すものである。

(1) 都市計画区域の範囲と目標年次

① 都市計画区域の範囲

都市計画区域の名称　：　松本都市計画区域
対　象　市　町　村　：　松本市
範　　囲　：　松本市の一部

② 目標年次

都市計画の基本的な方向　：　平成37年
市街化区域の規模や都市施設などの整備目標　：　平成27年

(2) 都市づくりの基本理念

松本圏域の中心都市

本区域は長野県のほぼ中央に位置し、中信地域の中枢であるとともに中部日本における太平洋ベルト地帯と日本海沿岸地帯の中間に位置する内陸の拠点都市である。また、松本圏域（本区域を含む松本市を中心とした３市５村）の中心都市である。

地方中核都市としての役割

地方都市の整備は今日的課題として大きくとりあげられているが、地方中核都市としての役割を果たし、松本広域圏の均衡ある発展を図るためには、都市計画の基本理念である農林漁業との健全な調和を図りつつ、合理的な土地利用計画を策定し、自然環境の保全に配意しつつ秩序ある整備を着実に実施することが必要である。

社会情勢の変化への対応

また、国際化の進展、少子・高齢化社会の到来、価値観やライフスタイルの多様化、生活交流圏の拡大及び地球規模での環境保全の必要性の増大等、近年の社会情勢の変化に伴い、より高度で多様な役割を担うことが、より一層強く求められる。

安全・快適な都市づくり

車社会の進展により自家用車利用が生活の基本となっている一方、超高齢社会を迎え、車の運転が困難な人口の増加が予想される。

このため、豊かな自然環境などの恩恵を享受しながら、すべての人が安全、快適で健やかな生活を営むことができるよう、温室効果ガスの排出削減、災害に強く、徒歩、自転車利用の環境整備や公共交通機関等の利便性を高めるなど集約型都市構造を実現し、人に視点を置いた持続可能な低炭素都市づくりを目指す。

豊かな自然・美しい田園の調和した都市づくり

緑豊かな山地・丘陵地や松本平に広がる田園地帯などの自然環境の保全及び計画的な土地利用に努める。

また、歴史的・伝統的な建造物やまちなみ、北アルプスの眺望景観、美ヶ原高原などの自然景勝地は、地域の財産であり、これらの保全・活用に努め、美しい景観形成を図る。

さらに、まちなかの身近な河川や湧水及び緑地の多様な効能に着目し、潤いとやすらぎの特色ある都市環境の構築を図る。

住民参加による個性あるまちづくり

住民にとって利便性が高く、活力とにぎわいのあるまちづくりを実施するために、住民等が主体的にまちづくりに参加できる仕組みを構築し、住民、ＮＰＯ、事業者及び行政の協働によるまちづくりを実施する必要がある。

基本理念

1.安全で安心してゆとりを持って暮らせる都市づくり

2.美しい環境を未来へつなぐ都市づくり

3.熱気と活気にあふれ輝く都市づくり

本区域における都市づくりの基本理念を、上記とし、将来都市像の**「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市」**を目指す。

(3) 地域ごとの市街地像

本区域は、次の３つの地域に分けた市街地像の形成に向けたまちづくりを進める。

また、自然環境の保全や農林業の振興等に配慮するとともに、市街地においては、既存の都市基盤施設を活用することによって、コンパクトな都市の実現を目指す。

① 市街地地域

a. 商業･業務地

交通拠点機能を活かした中心拠点における高度な商業・業務環境の形成

ＪＲ松本駅周辺地区、中央西地区及び中央・大手・深志地区は中心拠点として商業・業務施設が集中していることから、今後とも交通拠点機能を活かした中心拠点として居住機能や行政、福祉などのサービス機能の導入等により高度な商業・業務環境を形成する。

地区中心的な商業地

ＪＲ北松本駅・南松本駅・平田駅・村井駅・波田駅周辺地区などの既存地区の商業地は、各地域の拠点として、地域住民の日常生活やコミュニティ活動に必要な商業・サービス施設、福祉施設などの立地誘導を図る。

沿道型の商業地

一般国道19号、松本駅西側から長野自動車道松本インターに至る一般国道158号沿線は、商業・業務・サービス施設の適切な立地誘導を図る。

b. 工業地

既存工業地の活用と周辺環境に配慮した工業地

現況において工業集積が見られる筑摩・石芝地区においては、周辺市街地との調和を図り、良好な生産環境の形成に努める。

計画的に開発された西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地及び新松本工業団地は、操業環境の整備・改善を図る。

また、工業施設と住宅地等の混在が目立つ地区は、土地利用の純化を図り、良好な操業環境の確保を図る。

さらに本区域の道路交通網の骨格をなす主要地方道松本環状高家線沿線は、都市交通網の整備による利便性を活用し、周辺の農業的土地利用と調整を図りながら、複合的な産業基盤の形成を図る。

c. 住宅地

市街地中心部における中・低層住宅地

市街地の骨格を形成する中環状道路の内側を、都市型住宅地として、中心市街地周辺や交通拠点周辺に中・低層の住宅地を配置し、計画的な市街地の整備や誘導により、業務環境と居住環境の調和を図る。

郊外部における低層住宅地

中環状道路の外側には、低層の住宅地を配置し、地区の良好な自然景観資源を生かしながら、ゆとりと潤いのある居住環境を形成する。

② 農業地域

市街地の周辺及び梓川地域に展開する農地については、本区域の農業生産を担う基盤であり、また美しい景観を形成している空間として位置付け、その保全に努めるとともに点在する集落地の生活環境の維持・充実に努める。

③ 自然保全地域

中部山岳国立公園や八ヶ岳中信高原国定公園の自然保全地域については、市街地で営まれる都市活動を環境面から支える、区域の財産と位置付け、今後とも自然環境の保全に努める。

２．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定める。

なお、区域区分を定めるとした根拠は次のとおりである。

①県による同一基準での判断結果

県では、人口の動向、土地利用の状況等に着目し、県下同一基準に基づいて、本区域における区域区分の必要性が有ると判断した。その概要は以下のとおりである。

■本区域の平成17年度の行政区域人口は、24万3千人であり都市の集積性が高い。

■平成7年度から平成17年度の人口増加は3,002人であり、平成3年度から平成13年度の第2次、3次産業の従業者の伸びは、5.11％と県平均を上回っており、都市の成長性が高く、今後とも操業環境の整備・改善を図りながら成長を維持していく必要がある。

■本区域の市街化区域内の道路面積率は16.7％（平成20年度現在）であり、住宅地として望ましいとされる15%を上回っているが、老朽木造密集地帯など基盤整備が遅れている地区が存在することから、計画的な市街地改善が必要である。

②地域特性を考慮した区域区分の検討

本区域においては、従来から区域区分を行ってきており、市街地内での人口の定着が進行し、市街化調整区域の農地が保全されているなど、計画的な市街地形成を行うことができ、区域区分の効果は十分にあったと考えられる。

さらに、今後も一定の開発需要があると想定され、市街地の無秩序な拡散を抑制し、計画的な規制・誘導を行うとともに、市街化調整区域の田園環境保全に努めるため、今後とも区域区分を継続して定めることが必要である。

平成 22 年に区域区分を定めた梓川地区、空港東地区と同様、波田地区についても、一体の都市として総合的なまちづくり及び均衡ある・効率的な都市計画を行うために区域区分の設定を定めることが必要である。

このような本区域の状況と考え方を踏まえて、以下のような方針とする。

本区域は、これまで、区域区分の設定により市街化区域外への無秩序な拡散を抑制しており、さらに、今後も良好な自然的環境の整備・保全を図り、計画的な規制・誘導が必要であるため、区域区分を定める。

（参　考）

■「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」と言われている。

■「区域区分」を「する」か「しない」かは、県が判断

平成 12 年 5 月の改正以前の都市計画法では、「区域区分」をするか、しないかは国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行など、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成 12 年 5 月の都市計画法の改正により、「区域区分」については、広域的観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

(2) 区域区分の方針

① おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区　分 ＼ 年　次	平成17年 （基準年）	平成27年 （基準年から10年後）
都市計画区域内人口	233.6千人	おおむね226.9千人
市街化区域内人口	163.5千人	おおむね167.5千人

（注）市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。
（注）平成17年欄は「国勢調査」及び「都市計画基礎調査」による統計値。
平成27年欄の都市計画区域内人口はコーホート要因法による推計値。
平成27年欄の市街化区域内人口は回帰分析による推計値。

② 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区　分 ＼ 年　次		平成17年 （基準年）	平成27年 （基準年から10年後）
生産規模	工業出荷額	5,191億円	5,920億円
	卸小売販売額	12,442億円	11,112億円
就業構造	第1次産業	8.5千人（ 7%）	6.4千人（5.4%）
	第2次産業	29.8千人（25%）	23.7千人（20.2%）
	第3次産業	81.1千人（68%）	87.5千人（74.4%）

（注）基準年においては行政区域を対象とした値を、目標年次の平成27年おいては都市計画区域を対象とした値を示している。
（注）基準年の出荷額は平成17年の値とし、販売額は平成16年の値。
平成27年の出荷額については、平成14年から平成19年の実績値より回帰分析にて推計した。
平成27年の販売額については、平成14･16･19年の実績値より回帰分析にて推計した。

③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成17年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね10年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年　　次	平成17年 （基準年）	平成27年 （基準年から10年後）
市街化区域面積	3,764ha	おおむね4,008ha

（注）市街化区域面積は、平成27年時点における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

３．主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a. 業務地

市役所周辺、長野県合同庁舎周辺地区：官公庁施設が集積した業務地

日本銀行・税務署・裁判所等が集積している市役所周辺地区及び長野自動車道松本インターに近接する県合同庁舎を中心とする地区は官公庁施設が集積している業務地として配置する。

b. 商業地

ア．広域中心商業地

ＪＲ篠ノ井線東側と内環状道路に囲まれた地区

ＪＲ篠ノ井線東側と内環状道路に囲まれた地区及びその周辺を広域中心商業地として位置付ける。ここでは、山岳景観と国宝松本城などの伝統的な街なみ景観を生かしながら、自動車利用を抑制し、安全・安心・快適な人にやさしい歩行者環境の実現を目指すまちづくりを進める。また、松本広域市町村圏を対象とする地域の実情にあった商業・業務施設の計画的な整備・誘導を図り、市民・観光客に魅力ある商業地を形成する。

イ．地区中心商業地

ＪＲ北松本駅周辺、南松本駅周辺、平田駅周辺、村井駅周辺、波田駅周辺、一般国道 19 号沿道、既存商業地区

ＪＲ北松本駅・南松本駅・平田駅・村井駅及び波田駅の周辺地区並びに一般国道19号の沿道地区を地区中心商業地として位置付ける。ここでは、交通結節機能の整備と併せて地区住民の生活利便性の向上を担う地域の実情にあった商業・業務施設の計画的な立地・誘導を図り、交通利便性の高い商業地を形成する。

ウ．観光商業地

浅間温泉街、美ヶ原温泉街地区

温泉を観光資源とする浅間温泉街及び美ヶ原温泉街の各地区を観光商業地として位置付ける。ここでは、宿泊・保養施設や街なみの整備を図り、観光・レクリエーション地区として魅力づくりを進める。

c. 工業地

筑摩地区、石芝地区、西南工場団地、大久保工場公園団地、
松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地、新松本工業団地

筑摩地区や石芝地区に形成された一団の工業地は、市街地に近接しているため、地区内道路や敷地境界部等での緑化を推進することにより周辺市街地との調和を図り、今後とも工業地としての良好な生産環境の形成に努める。

計画的に開発された西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地、新松本工業団地については、生産基盤の整備・充実や生産施設の集積を図るとともに、工場緑化により良好な環境をもつ工場団地として整備・拡充に努める。

また、主要地方道松本環状高家線沿線は、都市交通網の整備による利便性を活用し、周辺の農業的土地利用と調整を図りながら、新たな産業基盤の形成を図る。

d. 流通業務地

ア. 既存の流通・産業業務地

流通業務団地、新松本臨空産業団地

笹賀地区の流通業務団地、神林地区の新松本臨空産業団地については、その機能の維持・増進を図る。

e. 住宅地

ア. 既成市街地の住宅地

比較的高密度な住宅地

本区域の既成市街地内の住宅地については比較的高密度の住宅地とし、中心市街地においては土地の高度利用を図りつつ、魅力ある街づくりを行う。

イ. 進行市街地の住宅地

良好な住宅地

既成市街地に隣接している進行市街地については、地区計画の導入等により良好な住宅地を目指す。

ウ. 新市街地の住宅地

農業と調和のとれた住宅地

既成市街地に隣接する新市街地の住宅地については、既成市街地を含んだ一体的なまちづくりができるよう地域の特性を生かし農業との調整を図り、必要に応じて計画的な居住環境の整備・誘導を図る。

② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

a. 商業地における建物の密度の構成に関する基本方針

高密度利用区域：ＪＲ松本駅周辺地区

松本駅周辺土地区画整理事業および中央西土地区画整理事業により整備した地区とその周辺地区においては、街並みや居住環境などに配慮しながら高密度な土地利用を図る。

b. 工業地における建物の密度の構成に関する基本方針

低密度利用区域：西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地、新松本工業団地

西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地、新松本工業団地においては、周辺の環境、公害防止などに配慮しながら低密度な土地利用を図る。

c. 住宅地における建物の密度の構成に関する基本方針

低密度利用区域：蟻ヶ崎地区、松原・寿台地区等

蟻ヶ崎地区、岡田地区、横田･惣社地区、小屋北・平田東（一部）地区、松原･寿台地区等においては、低層住宅の良好な住環境の保持に努めながら低密度な土地利用を図る。

③ 市街地における住宅建設の方針

公営住宅、高齢者・障がい者向け住宅においては、既存ストックの有効活用を図る建替・改修により、居住水準の向上を図る。

民間住宅においては、安心安全で良質な住宅と良好な住宅環境づくりの促進を図り、地域の特性を活かした住環境整備を推進する。

また、土地区画整理事業の有効活用による宅地供給を促進し、公園整備や地区計画制度を活用した良好な住環境整備を図る。

④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

a. 土地の高度利用に関する方針

中心市街地の活性化

ＪＲ篠ノ井線東側と内環状道路に囲まれた地区及びその周辺の中心商業地については、土地区画整理事業や再開発事業により一定の都市基盤整備が達成されているが、中心市街地活性化法等に基づき、商業活性化施策と一体的・総合的な市街地環境の整備施策を展開する必要があることから、今後さらに土地の高度利用と都市機能の更新を図る。

b. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

用途の純化

住工混在の見られる北松本駅周辺、渚、双葉及び野溝地区等については、各地区の特性に応じ用途純化を推進する。

用途の複合化

ＪＲ篠ノ井線東側と内環状幹線に囲まれた商業・業務地の外延部については、土地利用の複合化を図り都市型の業務・住宅を形成する。

また、一般国道 19 号沿道及び松本駅西側から長野自動車道松本ＩＣに至る市街地を工業と都市型の住宅や商業・サービス施設が複合した多機能な土地利用に誘導する。

c. 居住環境の改善又は維持に関する方針

安全快適な都市づくり

松本市防災都市計画を基に、都市の危険性を把握し、より安全快適な都市づくりを目指す。

また、市民主体の活動と協働しながら、都市防災総合推進事業に取り組み、避難路、避難地を確保する地区公共施設等整備事業を推進する。さらに、耐火、準耐火建築物に助成を行う都市防災不燃化促進事業について検討を進める。

中心市街地の木造建物密集地については、火災時の延焼防止などを目的とした防災基盤の整備とあわせ、沿道の緑化や建築物の不燃化を誘導し、居住環境の改善を図る。

さらに、震災による被害を最小限に抑えるため、耐震診断や耐震改修を促進し耐震性の向上を図る。

d. 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

風景の維持・保全

風致地区や市街地内に点在する寺社樹林地などについては、良好な環境の形成を目指し積極的に保全を図る。

また、地域色や郷土色が感じられる地域づくりを目指し、街なみ環境整備事業や松本市景観計画による良好な街なみ形成の配慮や、歴史や文化を残す風景の維持・保全に努める。

⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針

a. 優良な農地との健全な調和に関する方針

優良農地の保全

都市部西側の農地と東山部、梓川および波田市街地周辺の地域は、良好な農地として利用されており、優良農地として保全すべき地区である。

特に農業の基盤となる優良農地の適正な保全と活用が重要であるため、良好な田園景観の保全が求められている中、田園景観の保全を図る土地利用は優良農地として保全する。

b. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

保安林、砂防指定地等の治山治水対策を講ずる区域の保全

現在の保安林、砂防指定地等の治山治水対策を講ずる区域は保全すべき区域とする。

さらに、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの土砂災害の恐れのある区域において、住民の生命及び身体を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等の指定を行うと共に、土砂災害の恐れのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

c. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

山地、丘陵部、田園、河川の環境・景観保全

北部から東部の山地、丘陵部は極力自然環境および自然景観の保全に努める。

城山風致地区と浅間風致地区は樹林・その他の自然地風致の維持を図るとともに、良好な自然環境や樹林地については、今後新たな地域性緑地の指定により保全を図る。

また、松本平の田園景観を特徴付ける、本区域の西部から南部に広がる田園地域を保全する。

さらに、豊かな生物生息環境を有する河川を保全し、うるおいとやすらぎのある河川空間を形成する。

d. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

計画的な土地利用の推進

都市整備、自然環境保全に関する各種法令の適正な運用を図ることにより、秩序ある土地利用を図る。集落のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域の実情に応じて、各種開発許可制度の活用を図る。

既存の産業集積地等については、周辺環境と調和させながら適正な土地利用を維持する。幹線道路沿道など今後開発需要が高まることが予想される区域については、あらかじめ計画的な土地利用を検討する。

現行の市街化区域に隣接した地区で計画的な市街地整備の見通しがある地区においては、整備が確実になった段階で、保留された人口の範囲内において関係機関との調整の上で、市街化区域への編入を行い、計画的な整備を図る。

市街化調整区域の建築物の形態制限については、地域の土地利用の状況やまちづくりの方針、景観計画の方針などを踏まえ、良好な生活環境の確保を図るための住宅地に準じた制限値とする。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a. 基本方針

ア. 交通体系の整備の方針

計画的かつ効率的な交通体系の整備

本区域の交通特性として、自動車保有率の高さと都市計画道路・一般国道等の幹線道路密度、４車線道路密度の小ささがあげられる。主に一般国道19号などにおける日常的に道路渋滞、利用が低迷している公共交通の存続と活用、マイカー依存から他の交通手段への転換などが課題である。

このことが本区域内の社会・経済活動に及ぼす影響は大きく、超少子高齢型人口減少社会の進行、交通インフラの維持・整備のための公共投資が縮小となるなか、より効率的な交通体系の見直し及び整備が必要である。

道路整備と並行して、鉄道・バスなどの公共交通と自動車の双方とも適正利用ができるように公共交通利用環境の整備も合わせて行う必要がある。

また、渋滞解消や公共交通機関の利用促進により、温室効果ガスの排出を抑制して地球温暖化防止を図り、環境負荷の少ない都市づくりを進める。

信州まつもと空港については、平成６年のジェット化開港以降、利用者が平成８年の約26万人をピークに年々減少していることから、県内唯一の空の玄関口として有効活用されるよう、利便性の向上や地域振興などの活性化を進める。

今後はこれらの都市交通問題に対処し、地方中核都市としての機能を十分発揮するとともに、集約型まちづくりのための交通環境整備、公共交通のサービス水準の向上、道路交通の円滑化・機能の向上、モビリティマネジメント、人を優先したユニバーサルデザインによる歩きやすいまちづくり、都市防災等に取り組むため総合都市交通計画の方針を基に、計画的かつ効率的な交通体系の整備を図るものとする。

- ◆ 鉄道・バス・タクシー等交通手段との総合的な交通体系の確立を図る。
- ◆ くらしのみちゾーン等により歩行者動線を整備し、交通の円滑化と買物客や観光客の利便性の確保に努める。また、ユニバーサルデザイン化を推進する。
- ◆ マイカーから公共交通や徒歩、自転車への転換を促進する道路・まちづくりを図る。
- ◆ 効果的･効率的なみちづくり、既存ストックを有効活用した整備を推進する。
- ◆ 幹線道路及び合併地域や観光地域を連絡する道路整備を促進する。
- ◆ 環状放射型の道路網整備を図る。
- ◆ 地域の防災性の向上を考慮した道路の整備を促進する。
- ◆ 信州まつもと空港の有効活用を図る。

イ．整備水準の目標

都市計画道路の整備、公共交通機関利用者の増加

道路については、現在都市計画決定延長約116.8kmのうち43.7km（約1.09km/用途地域面積km²）が整備されている。（平成25年3月末現在）

今後も引き続き整備計画に基づき整備を促進するものとし、おおむね50km(約1.3km/ km²)程度になることを目標として整備を図る。

また、鉄道駅において交通結節点としての機能の向上を図り、公共交通機関利用者の増加を図る。

b．主要な施設の配置の方針

ア．道　路

広域幹線道路の整備

東西方向の広域幹線道路として中部縦貫自動車道を配置する。

周辺都市圏との連携を強化する道路網の整備

松本都市圏と長野都市圏、上田都市圏、佐久都市圏、諏訪都市圏、木曽都市圏等他圏域との連絡強化を図る。

本区域内を一体化する道路網の整備

南北軸・東西軸・環状軸の強化を図る。

イ．鉄　道

鉄道の持続可能な運用

ＪＲ篠ノ井線、大糸線、アルピコ交通上高地線の鉄道は、他の公共交通と連携しながらサービス水準の維持・向上に努め、マイカーからの利用転換を促進しながら、持続可能な運用を図る。

ウ．駐輪場

駐輪場の整備

鉄道駅周辺の駐輪場の整備を促進する。

エ．自由通路・駅前広場

自由通路・駅前広場の整備及び広場と一体的なバス・タクシー乗り場等の整備

ＪＲ主要駅において交通結節機能の向上を図るため、自由通路を整備し駅の一体化を図る。さらに、鉄道とバス・タクシー・自家用車・自転車等の乗換利便性の向上を図るため、駅前広場の整備と一体的にバス・タクシー乗り場等を整備する。

オ．交通管理

交通需要マネジメント・モビリティマネジメントの推進

現状の道路網での交通混雑の緩和方策としてパークアンドライド事業（交通需要マネジメント）を充実させるとともに、健康寿命の延伸、環境負荷の軽減に対応するために、自らの意思でマイカー利用から転換し、徒歩、自転車、バスや鉄道などの公共交通機関を利用することへの意識転換（モビリティマネジメント）を図る。

c．主要な施設の整備目標

ア．道　路

おおむね10年以内に整備することを予定する主な施設等は、次のとおりとする。

主要な施設	名　　称
道　　路	都市計画道路 1・4・1 松本波田線
	都市計画道路 3・4・11 宮渕新橋上金井線
	都市計画道路 3・2・12 内環状北線
	都市計画道路 3・4・22 小池平田線
	都市計画道路 3・2・29 長野飯田線
	都市計画道路 3・4・34 中条白板線
	都市計画道路 3・2・43 内環状南線
	都市計画道路 3・5・25 南松本石芝線
	都市計画道路 3・4・46 出川双葉線
	都市計画道路 3・4・47 芳野双葉線
	都市計画道路 3・4・50 三溝新田線
	都市計画道路 3・4・51 下島車坂線

② 下水道及び河川の都市計画の整備の方針

a. 基本方針

ア. 下水道及び河川の整備の方針

【下水道】

公共水域の水質保全と生活環境の整備、雨水浸水の防止

公共水域の水質保全と生活環境の整備を図り、あわせて雨水浸水による都市災害を防止するために下水道の整備を図る。また、合流式下水道の分流式への改善を図る。

【河　川】

河川の安全確保・景観形成と流域対策の推進

梓川や奈良井川をはじめとする河川の改修事業を促進し、市街地の安全及び親水機能確保と良好な景観形成のため整備を図る。

特に近年の都市化の進展による流域の持つ保水遊水機能の減少等を考慮して、河川整備と流域対策を図る。

イ. 整備水準の目標

【下水道】

事業認可区域の適正な維持管理

下水道整備全体計画区域6,796haのうち、公共下水道事業計画認可区域5,061ha・特定環境保全公共下水道事業認可区域1,296haについて、計画区域内の整備は概ね完了している。今後は、水質が適正に保たれるように適正な維持管理に努める。

また、雨水渠については整備区域内の緊急を要する地域から着手し、約684haを目標に整備を図る。

【河　川】

親水護岸や自然の生態系保護、治水の安全性を高めるための河川整備及び流域対策を推進する。

b. 主要な施設の配置の方針

【下水道】

■公共下水道区域

宮渕・両島処理区の汚水・雨水管渠、処理場の整備

宮渕・両島処理区の汚水及び雨水管渠、処理場の整備、合流式下水道の改善を図る。

■特定環境保全公共下水道区域

適正な維持管理

施設の適正な維持管理に努める。

■犀川安曇野流域下水道区域

適正な維持管理

施設の適正な維持管理に努める。

【河　川】

梓川や奈良井川等の整備

梓川や奈良井川をはじめとする河川の整備を図る。

c. 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する主な施設は次のとおりである。

都市施設	名　　称
下水道	松本市公共下水道 　宮渕処理区、両島処理区、波田処理区 松本市特定環境保全公共下水道 　西南処理区、島立処理区、中山処理区、 　内田処理区、山辺処理区、稲倉処理区、 　四賀処理区、上高地処理区 犀川安曇野流域関連松本市特定環境保全公共下水道 犀川安曇野流域下水道
河　川	梓川、奈良井川、田川、女鳥羽川、薄川

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a. 基本方針

人口動向に応じたごみ処理施設、卸売市場等の整備

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の向上を図るため、人口の動向に対応しながら、ごみ処理施設、卸売市場等の施設の整備を図る。

b. 主要な施設の配置の方針

ア. ごみ処理施設

ごみ焼却施設及び最終処分場の効率的な運用

ごみ焼却施設及び最終処分場は、今後も効率的な運用を図る。

イ. 卸売市場

松本市公設地方卸売市場の随時見直し

松本流通業務団地内の松本市公設地方卸売市場は、今後の交通網の整備に伴う流通システムの多様化に対応し、随時施設の見直しを行う。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

a. 基本方針

良好な都市環境を備えた市街地の形成を着実に進めていくため、行政と住民が一体となって地域の特性を活かした市街地整備を面的に行う。

ア. 中心市街地

中心市街地は、近年の超少子高齢型人口減少社会の進行、ライフスタイルの変化等により空洞化が生じ、活性化の必要性が増している。このため、市街地基盤整備と商業の一体的･総合的な施策を行うとともに、歩いて暮らせる都心居住を推進し、中心市街地の活性化を図る。

なお、整備にあたっては、行政と住民などとのパートナーシップによる歴史と文化を活かしたまちづくりをめざし、街並み環境整備事業等による良好な街並み形成を図る。

イ. 市街化進行地域

基盤施設が不十分なままで無秩序な市街化が進行している地域は、地区の実情に応じて、土地区画整理事業や地区計画等を活用して基盤施設の整備を行い、土地利用の増進と生活環境の改善を図る。

ウ. 新市街地

土地区画整理事業等の実施により新たに形成された新市街地においては、整備済みの良好な都市基盤を活かしながら地区計画等を活用することにより、さらに魅力的な市街地の形成を図る。

エ. 市街化区域内の低・未利用地

現在の市街化区域内の農地等の低・未利用地については、土地区画整理事業等により合理的な土地利用を図るべく誘導する。また、整備が完了した地区内においては早期建築がされるよう宅地利用の促進を図る。

b. 市街地整備の方針

重点的に整備を図るべき区域は、次のとおりである。

地区名	整備の方針
松本城周辺地区	内環状北線、南西外堀を整備し、国宝松本城と城下町の歴史を活かした、水と緑とにぎわいのあるまちづくりを図る。

② 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施を予定している主な面的開発事業又は新たに市街化区域を予定している区域は、以下のとおりである。

a. 土地区画整理事業

地区名	面積（ha）
村井町南地区	約4.9

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は長野県の中央部に位置し、中央アルプス山系から連なる山地や丘陵地とこれに続く土地及び北アルプス山系から続く平坦な土地で構成されている。区域内には、梓川や奈良井川をはじめ、田川・女鳥羽川・薄川・鎖川等多くの河川が流れており、奈良井川以東では、松本城を中心として市街地が発達している一方、奈良井川以西では松本市道8730号（旧一般国道147号）と一般国道158号の沿線などで市街地が形成されているが、安曇野へと続く県内でも有数の穀倉地帯が広がっている。

また、国宝松本城・弘法山古墳・旧制松本高等学校校舎・旧開智学校等、歴史的意義の高い文化財を有している。

さらに、本区域は従来より県内交通の要衝として栄えており、長野自動車道や信州まつもと空港等の高速交通網の整備により、地方中核都市としての役割は一層強くなっている。

このような都市化の進展や近年の生活環境・防災に関する市民意識の高まりとともに、緑の保全、うるおいや安らぎのある環境づくり、災害時の安全性の確保、魅力ある街なみ景観の形成等、多様な役割を担う緑の創出・育成に対する取り組みが求められている。

このため、本区域が目指す将来都市像「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市」実現の一環として、次のような方針のもとに自然的環境の保全や公園緑地等の公共空地の整備及び緑化を推進する。

- ◆ 自然景観の骨格をなす環境の保全
- ◆ 歴史・文化的風土を醸成する緑地の保全及び育成
- ◆ 身近な緑地の保全・育成

a. 緑地の確保目標水準

平成27年における緑地確保目標量	都市計画区域に対する割合
約19,900ha	約75％

※松本地域を対象とした目標値

b. 都市公園等の施設として整備する緑地の目標水準

年　　次	平成27年
都市計画区域人口１人当たりの目標水準	40㎡／人

② 主要な緑地の配置の方針

本区域における都市環境及び生物生息・生育環境の保全、災害時の安全性及び市民のやすらぎ空間の確保、魅力ある街なみ景観の形成を進めるため、緑地を機能別に環境保全、クリエーション、防災、景観の４つの系統に分類し、それぞれの視点からの配置方針を次のように定める。

a. 環境保全系統の配置方針

ア. 良好な自然環境や多様な生物の生息・生育環境を有する緑地の保全

既存の国定公園や郷土環境保全地域など、良好な植物群落や水辺等を有する緑地やほ乳類、鳥類、昆虫類等の多様な動物の生息環境となっている緑地を保全する。

イ. 都市や地域の歴史・文化的な風土を醸成する緑地の保全・育成

文化財、旧跡、社寺などと融合し、都市や地域の歴史・文化的な風土を醸成する緑地を保全するとともに、その育成を図る。

ウ. 都市環境や身近な生活環境の形成に資する緑地の整備・保全

既存の都市公園や風致地区及び河川など市街地内やその近郊にあり、都市気象の緩和や快適な生活環境の保全・創出に資する緑地を保全するとともに、新たな都市公園や都市緑地等の整備を図る。

エ. 緩衝緑地の配置

大規模な産業地については、災害時又は操業時の周辺環境に対する影響を緩和するため、敷地内の周辺部に緩衝緑地を適宜配置する。

オ. 水源林、美しい森林風景としての森林環境の保全（西部森林地域）

波田・梓川地区の西側に位置する森林地域の多くは都市計画区域の外側に位置しているが、現在比較的良好な環境にあることから、現状における法規制の状況を将来とも維持していく。

b. レクリエーション系統の配置方針

ア. 身近なレクリエーション需要に応える住区基幹公園の適切な配置

身近な、生活圏レベルにおける市民の休息や運動の場を確保するため、市街地内における誘致距離が、街区公園は概ね 250m、近隣公園は概ね 500m及び地区公園は概ね１㎞となるように、配置することを目標とする。

イ. 都市や広域レベルでのレクリエーション需要に応える都市公園の配置

住民の健康の維持・増進及びコミュニティの醸成等に寄与するため、総合公園（アルプス公園、松本城公園）の整備、及び松本平広域公園の活用を図る。

ウ. 多様な余暇活動需要に応える公園緑地の配置

既存の中山墓園や河川緑地（都市緑地）の活用を図る。

エ．レクリエーションネットワークを形成する緑地軸の配置

レクリエーション拠点となる公園緑地の有効活用を図るため、これらを相互に結ぶ道路及び河川等を緑地軸として配置し、その積極的な緑化を図る。

c．防災系統の配置方針

ア．自然災害の防止効果のある丘陵緑地の保全

風・水害や土砂流出及び斜面崩壊等に対する災害防止効果のある保安林や砂防指定地等の法指定地を維持するとともに、市街地や集落地に隣接する浅間地区、山辺地区等の丘陵緑地の保全を図る。

イ．市街地火災の延焼遮断効果のある緑地の整備・保全

市街地における火災の延焼遮断機能を有する幹線道路や河川を延焼遮断帯として位置付け、延焼遮断効果のある緑地（並木）の整備・保全を図るとともに、必要に応じて防災道路を配置する。

ウ．避難地・避難路となる公園緑地の配置

地震や火災時の避難地を確保するため、地域防災計画による避難地との機能分担を図りながら公園緑地を配置するとともに、市街地における広域避難地としての松本城公園の拡充整備を図る。また、これらを結ぶ避難路、輸送路として道路を必要に応じて配置し、緑化を図ることによりその機能の充実を図る。

d．景観系統の配置方針

ア．自然的景観を特徴づけている緑地や水辺の保全と育成

市街地からの視対象となる城山、浅間、岡田、美ヶ原温泉周辺及び廣澤寺周辺地区等の里山景観を形成する緑地を保全する。また、本区域を流下する河川は骨格的な水辺の景観軸として眺望景観の保全に努めるものとする。

さらに、松本平の広大な田園地域は、本区域の田園景観を形成する緑地として保全・活用する。

イ．歴史・文化的風土を醸成する緑地の保全

国宝松本城のある松本城公園、城山公園及びあがたの森公園等の緑地や市街地内に存在する神田、筑摩、並柳及び井川城等の独立樹林群、さらには屋敷林や社寺境内地内の緑（鎮守の森）を保全し、緑豊かな景観と融合した歴史・文化的な風土を醸成する。

ウ．身近な街並み景観を形成する緑地の整備・育成

松本市で発祥した「花いっぱい運動」等の緑化施策を活用し、道路の沿道や歩道、学校、官公庁及び文化施設等の公共施設、並びに工場等の大規模事業所敷地や民有地内の緑化を進め、身近な街並みにおける緑地景観の整備・育成を図る。

エ．防災機能、都市環境の保全などの視点から見た緑地の整備・保全

波田地区の大きな特徴のひとつである梓川沿いの段丘林をはじめ、屋敷林や境内林などは、郷土の優れた景観を形成する機能だけでなく、防災としての機能、都市としての環境の保全や自然生態系の保全機能など、多様な機能を持っているため、これらの機能の確実な保全と、さらには今後の都市整備に伴う新たな緑地空間の創出、機能強化、緑地空間の特性に応じた整備を進める。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

a. 公園緑地等の整備方針

都市公園等の施設として整備すべき緑地については、都市計画区域人口一人当り約40㎡以上となるよう以下のように整備を進める。

公園緑地等の種別		配置方針	整備目標(㎡/人)
住区基幹公園	街区公園	市街地内において、誘致距離が概ね250mとなることを目標とし、94ヵ所、約19haの確保を図る。	40.0
	近隣公園	市街地内において、誘致距離が概ね500mとなることを目標とし、19ヵ所、約35haの確保を図る。	
	地区公園	市街地内において、誘致距離を概ね１kmとして配置済みであり、既存の城山公園(6.1ha)、あがたの森公園(6.1ha)、芳川公園(3.9ha)及び梓川ふるさと公園(18.8ha)の活用を図る。	
都市基幹公園	総合公園	既存のアルプス公園(72.7ha)、松本城公園(10.5ha)の活用を図る。	
特殊公園	歴史公園	既存の弘法山古墳公園(6.8ha)の活用を図る。	
	墓園	既存の中山墓園(47.0ha)の活用を図る。	
広域公園		既存の松本平広域公園(152.3ha)の活用を図る。	
都市緑地		既存の奈良井川緑地(3.6ha)、牛伏川緑地(0.4ha)等の活用を図る。	
公共施設緑地		公共施設緑地として、既存の河川緑地、児童遊園、農村広場、農村公園、運動場・グラウンド、教育文化施設、市民農園、レクリエーション施設及び開発行為による緑地を位置付け、さらに今後の河川や公共公益施設及び住宅地等の整備に合わせた緑地の拡充や市民農園の開設による拡充を図る。	

b. 緑地保全地区等の指定方針

良好な自然環境の保全等を図るため、風致地区等の指定を以下のように進めるものとする。

地区の種別	指定方針	指定目標
風致地区	既存の城山風致地区、浅間風致地区、松本城址風致地区の保全を図る。	約344ha
緑地保全地区	市街地内における筑摩神社の樹林地をはじめとする主要な社寺林や多様な生物生息・生育環境を保持する緑地や水辺地を対象に、26カ所を指定する。	約30ha

① 主要な緑地の確保目標

a. おおむね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

・アルプス公園の改修、松本城公園の整備
・開発行為緑地の整備

都市公園等の施設として整備すべき緑地は、アルプス公園、松本城公園等の改修・整備促進に加え、開発行為緑地の整備を推進する。

b. 主要な緑地保全地区など

都市の緑の保全を図るため、特別緑地保全地区などの指定について研究を進める。

1　都市構造図（松本都市計画区域）

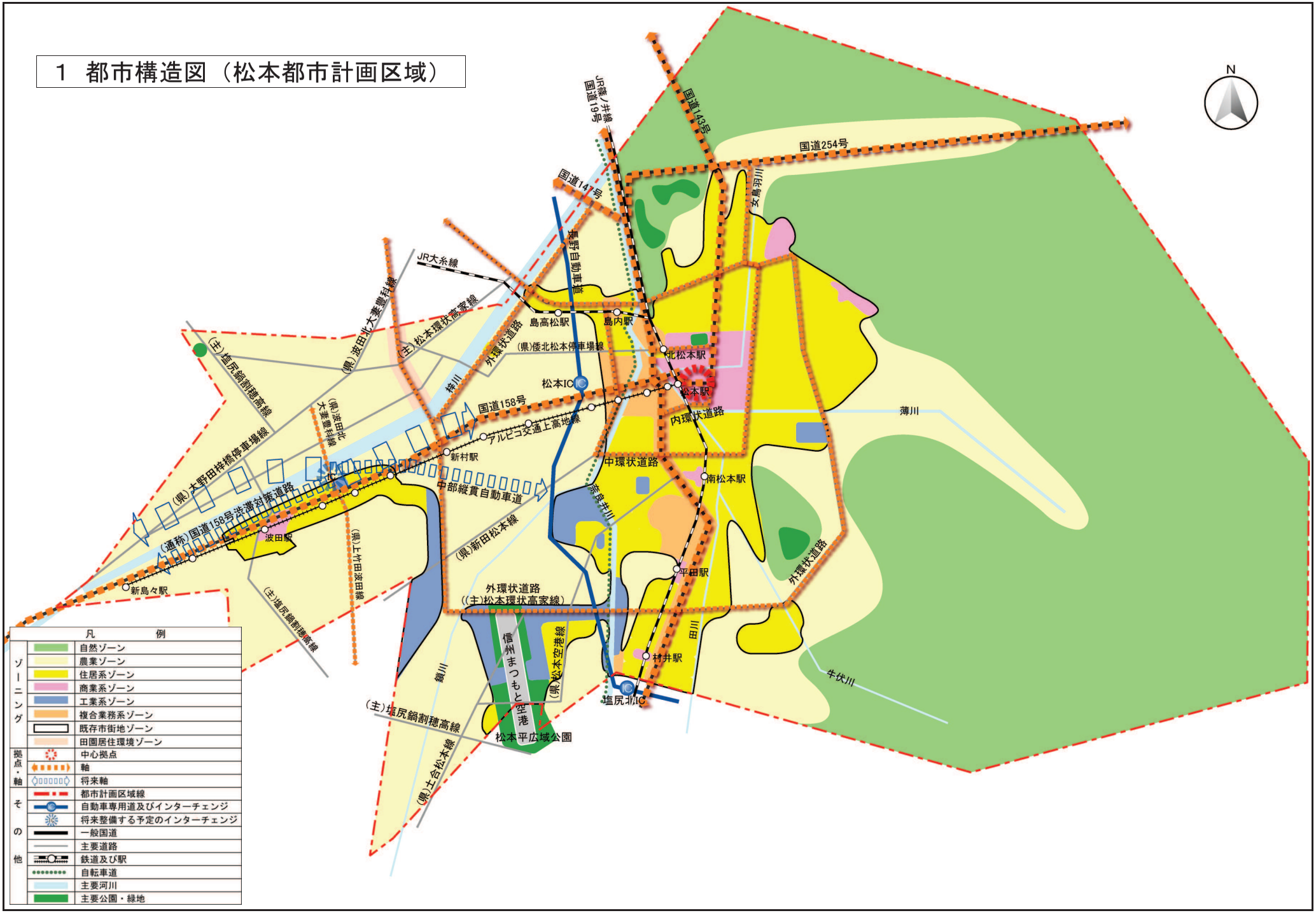

凡　例

ゾーニング		自然ゾーン
		農業ゾーン
		住居系ゾーン
		商業系ゾーン
		工業系ゾーン
		複合業務系ゾーン
		既存市街地ゾーン
		田園居住環境ゾーン
拠点・軸		中心拠点
		軸
		将来軸
その他		都市計画区域線
		自動車専用道及びインターチェンジ
		将来整備する予定のインターチェンジ
		一般国道
		主要道路
		鉄道及び駅
		自転車道
		主要河川
		主要公園・緑地

2　都市施設配置図（松本都市計画区域）

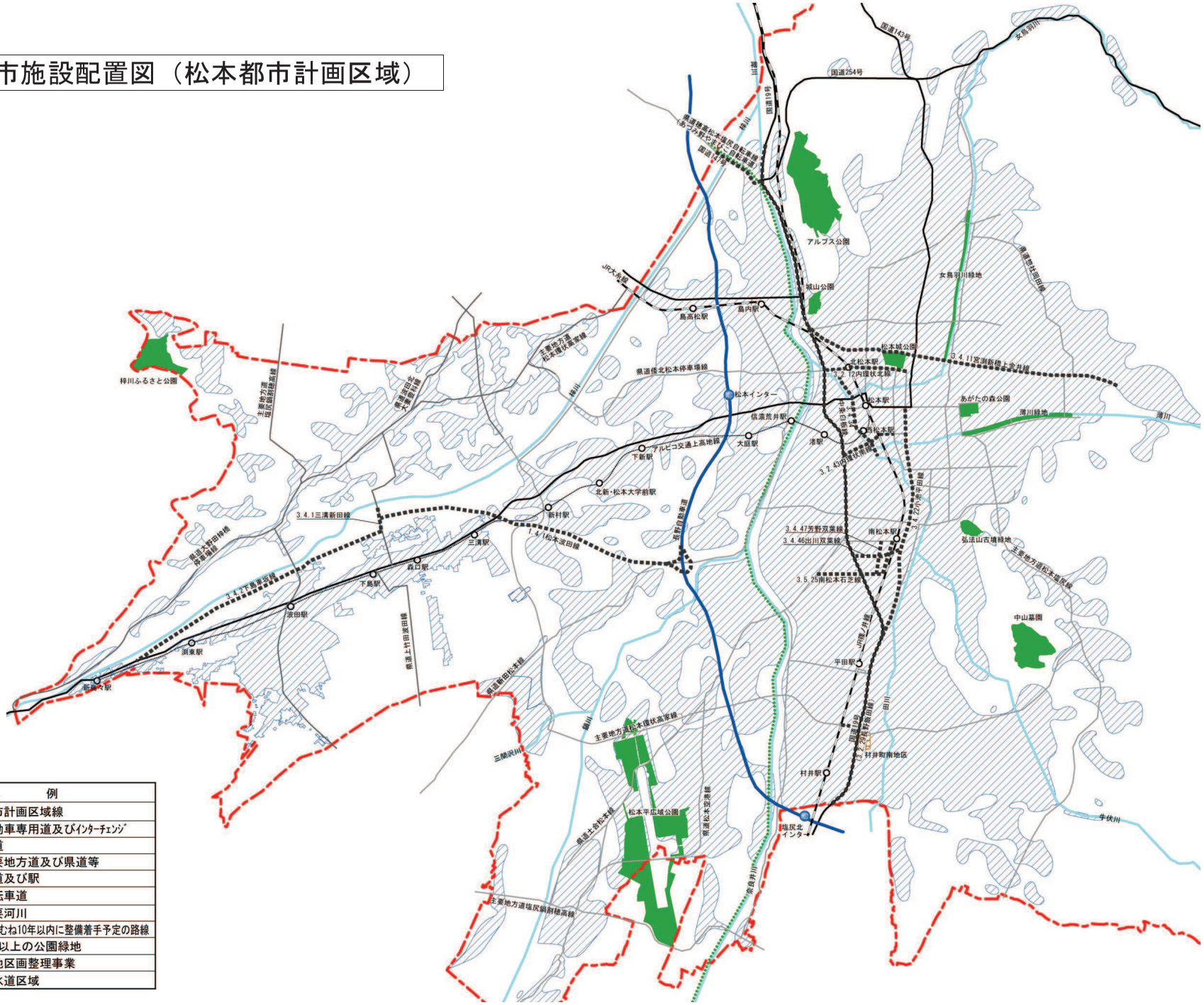

資料2-1

松本都市計画（松本市）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）新旧対照表

旧（現行計画）	新（変更計画）
変更の背景 平成12年5月の都市計画法改正により、すべての都市計画区域について都市計画区域マスタープラン（「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」）を定めることとされ、平成16年5月（決定告示）に現行計画を策定した。 超少子高齢型人口減少社会の進展、社会経済情勢の変化、地球温暖化への対応、市町村合併の進展など大きく情勢が変化してきた。 また松本市が平成17年に市村合併し、「松本都市計画区域（線引き都市）」「都市計画の無指定区域」に「梓川都市計画区域（非線引き都市）」が新たに加わり、１つの行政区域内に異なる都市計画区域が混在し、現行計画と差異が生じている。 このため本計画は、「長野県都市計画制度活用指針（平成20年2月）」に示された県民誰もが安心して快適に暮らしていくために、無秩序な都市の拡散を抑制し、都市機能をコンパクトに集約させた都市構造の実現を目指す方向性をふまえ、変更するものである。	変更の理由書 現行の「松本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」~~計画~~は、平成１６年５月に策定し、平成２２年１１月に変更したものである。 平成２２年３月に松本市は、波田町と合併し、「松本都市計画区域（線引き都市）」に「波田都市計画区域（非線引き都市）」が加わり、１つの行政区域内に異なる都市計画区域が混在し、現行計画と差異が生じているため、見直しが必要となっている。 このため本計画は、「長野県都市計画制度活用指針（平成20年2月）」に示された県民誰もが安心して快適に暮らしていくために、無秩序な都市の拡散を抑制し、都市機能をコンパクトに集約させた都市構造の実現を目指す方向性をふまえ、波田町が合併したことに伴う計画変更を行うものである。
松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。	**松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更** 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。
1．都市計画の目標 本計画は、都市づくりに対する合意形成の促進を図るため、松本都市計画区域を対象として、県が広域的見地から、関係市町村や住民の意向を反映しながら、都市計画の目標とその実現に向けた基本的な方針を示すものである。	**1．都市計画の目標** 本計画は、都市づくりに対する合意形成の促進を図るため、松本都市計画区域を対象として、県が広域的見地から、関係市町村や住民の意向を反映しながら、都市計画の目標とその実現に向けた基本的な方針を示すものである。
(1)都市計画区域の範囲と目標年次 **① 都市計画区域の範囲** 都市計画区域の名称　：　松本都市計画区域 対　象　市　町　村　：　松本市 範　　囲　：　松本市の一部 **② 目標年次** 都市計画の基本的な方向　：　平成37年 市街化区域の規模や都市施設などの整備目標　：　平成27年	**(1)都市計画区域の範囲と目標年次** **③ 都市計画区域の範囲** 都市計画区域の名称　：　松本都市計画区域 対　象　市　町　村　：　松本市 範　　囲　：　松本市の一部 **④ 目標年次** 都市計画の基本的な方向　：　平成37年 市街化区域の規模や都市施設などの整備目標　：　平成27年
(2)都市づくりの基本理念 **松本圏域の中心都市** 本区域は長野県のほぼ中央に位置し、中信地域の中枢であるとともに中部日本における太平洋ベルト地帯と日本海沿岸地帯の中間に位置する内陸の拠点都市である。また、松本圏域（本区域を含む松本市を中心とした3市5村）の中心都市である。	**(2)都市づくりの基本理念** **松本圏域の中心都市** 本区域は長野県のほぼ中央に位置し、中信地域の中枢であるとともに中部日本における太平洋ベルト地帯と日本海沿岸地帯の中間に位置する内陸の拠点都市である。また、松本圏域（本区域を含む松本市を中心とした３市５村）の中心都市である。

旧（現行計画）	新（変更計画）
地方中核都市としての役割 地方都市の整備は今日的課題として大きくとりあげられているが、地方中核都市としての役割を果たし、松本広域圏の均衡ある発展を図るためには、都市計画の基本理念である農林漁業との健全な調和を図りつつ、合理的な土地利用計画を策定し、自然環境の保全に配意しつつ秩序ある整備を着実に実施することが必要である。	**地方中核都市としての役割** 地方都市の整備は今日的課題として大きくとりあげられているが、地方中核都市としての役割を果たし、松本広域圏の均衡ある発展を図るためには、都市計画の基本理念である農林漁業との健全な調和を図りつつ、合理的な土地利用計画を策定し、自然環境の保全に配意しつつ秩序ある整備を着実に実施することが必要である。
社会情勢の変化への対応 また、国際化の進展、少子・高齢化社会の到来、価値観やライフスタイルの多様化、生活交流圏の拡大及び地球規模での環境保全の必要性の増大等、近年の社会情勢の変化に伴い、より高度で多様な役割を担うことが、より一層強く求められる。	**社会情勢の変化への対応** また、国際化の進展、少子・高齢化社会の到来、価値観やライフスタイルの多様化、生活交流圏の拡大及び地球規模での環境保全の必要性の増大等、近年の社会情勢の変化に伴い、より高度で多様な役割を担うことが、より一層強く求められる。
安全・快適な都市づくり 車社会の進展により自家用車利用が生活の基本となっている一方、超高齢社会を迎え、車の運転が困難な人口の増加が予想される。 このため、豊かな自然環境などの恩恵を享受しながら、すべての人が安全、快適で健やかな生活を営むことができるよう、温室効果ガスの排出削減、災害に強く、徒歩、自転車利用の環境整備や公共交通機関等の利便性を高めるなど集約型都市構造を実現し、人に視点を置いた持続可能な低炭素都市づくりを目指す。	**安全・快適な都市づくり** 車社会の進展により自家用車利用が生活の基本となっている一方、超高齢社会を迎え、車の運転が困難な人口の増加が予想される。 このため、豊かな自然環境などの恩恵を享受しながら、すべての人が安全、快適で健やかな生活を営むことができるよう、温室効果ガスの排出削減、災害に強く、徒歩、自転車利用の環境整備や公共交通機関等の利便性を高めるなど集約型都市構造を実現し、人に視点を置いた持続可能な低炭素都市づくりを目指す。
豊かな自然・美しい田園の調和した都市づくり 緑豊かな山地・丘陵地や松本平に広がる田園地帯などの自然環境の保全及び計画的な土地利用に努める。 また、歴史的・伝統的な建造物やまちなみ、美ヶ原高原などの自然景勝地は、地域の財産であり、これらの保全・活用に努め、美しい景観形成を図る。 さらに、まちなかの身近な河川や湧水及び緑地の多様な効能に着目し、潤いとやすらぎの特色ある都市環境の構築を図る。	**豊かな自然・美しい田園の調和した都市づくり** 緑豊かな山地・丘陵地や松本平に広がる田園地帯などの自然環境の保全及び計画的な土地利用に努める。 また、歴史的・伝統的な建造物やまちなみ、北アルプスの眺望景観、美ヶ原高原などの自然景勝地は、地域の財産であり、これらの保全・活用に努め、美しい景観形成を図る。 さらに、まちなかの身近な河川や湧水及び緑地の多様な効能に着目し、潤いとやすらぎの特色ある都市環境の構築を図る。
住民参加による個性あるまちづくり 住民にとって利便性が高く、活力とにぎわいのあるまちづくりを実施するためには、住民等が主体的にまちづくりに参加できる仕組みを構築し、住民、ＮＰＯ、事業者及び行政の協働によるまちづくりを実施する必要がある。	**住民参加による個性あるまちづくり** 住民にとって利便性が高く、活力とにぎわいのあるまちづくりを実施するためには、住民等が主体的にまちづくりに参加できる仕組みを構築し、住民、ＮＰＯ、事業者及び行政の協働によるまちづくりを実施する必要がある。
基本理念 ***１．安全で安心してゆとりを持って暮らせる都市づくり*** ***２．美しい環境を未来へつなぐ都市づくり*** ***３．熱気と活気にあふれ輝く都市づくり***	***基本理念*** ***１．安全で安心してゆとりを持って暮らせる都市づくり*** ***２．美しい環境を未来へつなぐ都市づくり*** ***３．熱気と活気にあふれ輝く都市づくり***
本区域における都市づくりの基本理念を、上記とし、将来都市像の「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市」を目指す。	本区域における都市づくりの基本理念を、上記とし、将来都市像の「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市」を目指す。

旧（現行計画）	新（変更計画）
(3) 地域ごとの市街地像 本区域は、次の３つの地域に分けた市街地像の形成に向けたまちづくりを進める。また、自然環境の保全や農林業の振興等に配慮するとともに、市街地においては、既存の都市基盤施設を活用することによって、コンパクトな都市の実現を目指す。	**(3) 地域ごとの市街地像** 本区域は、次の３つの地域に分けた市街地像の形成に向けたまちづくりを進める。また、自然環境の保全や農林業の振興等に配慮するとともに、市街地においては、既存の都市基盤施設を活用することによって、コンパクトな都市の実現を目指す。
①市街地地域 **a. 商業･業務地**	**①市街地地域** **a. 商業･業務地**
交通拠点機能を活かした中心拠点における高度な商業・業務環境の形成	**交通拠点機能を活かした中心拠点における高度な商業・業務環境の形成**
ＪＲ松本駅周辺地区、中央西地区及び中央・大手・深志地区は中心拠点として商業・業務施設が集中していることから、今後とも交通拠点機能を活かした中心拠点として居住機能や行政、福祉などのサービス機能の導入等により高度な商業・業務環境を形成する。	ＪＲ松本駅周辺地区、中央西地区及び中央・大手・深志地区は中心拠点として商業・業務施設が集中していることから、今後とも交通拠点機能を活かした中心拠点として居住機能や行政、福祉などのサービス機能の導入等により高度な商業・業務環境を形成する。
地区中心的な商業地	**地区中心的な商業地**
ＪＲ北松本駅・南松本駅・平田駅・村井駅周辺地区や横田・松原などの既存地区の商業地は、各地域の拠点として、地域住民の日常生活やコミュニティ活動に必要な商業・サービス施設、福祉施設などの立地誘導を図る。	ＪＲ北松本駅・南松本駅・平田駅・村井駅・波田駅周辺地区などの既存地区の商業地は、各地域の拠点として、地域住民の日常生活やコミュニティ活動に必要な商業・サービス施設、福祉施設などの立地誘導を図る。
沿道型の商業地	**沿道型の商業地**
一般国道19号、松本駅西側から長野自動車道松本インターに至る一般国道158号沿線は、商業・業務・サービス施設の適切な立地誘導を図る。	一般国道19号、松本駅西側から長野自動車道松本インターに至る一般国道158号沿線は、商業・業務・サービス施設の適切な立地誘導を図る。
b. 工業地	**b. 工業地**
既存工業地の活用と周辺環境に配慮した工業地	**既存工業地の活用と周辺環境に配慮した工業地**
現況において工業集積が見られる筑摩・石芝地区においては、周辺市街地との調和を図り、良好な生産環境の形成に努める。 計画的に開発された西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地及び新松本臨空産業団地は、操業環境の整備・改善を図る。 また、工業施設と住宅地等の混在が目立つ地区は、土地利用の純化を図り、良好な操業環境の確保を図る。 さらに本区域の道路交通網の骨格をなす主要地方道松本環状高家線沿線は、都市交通網の整備による利便性を活用し、周辺の農業的土地利用と調整を図りながら、複合的な産業基盤の形成を図る。	現況において工業集積が見られる筑摩・石芝地区においては、周辺市街地との調和を図り、良好な生産環境の形成に努める。 計画的に開発された西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地及び新松本工業団地は、操業環境の整備・改善を図る。 また、工業施設と住宅地等の混在が目立つ地区は、土地利用の純化を図り、良好な操業環境の確保を図る。 さらに本区域の道路交通網の骨格をなす主要地方道松本環状高家線沿線は、都市交通網の整備による利便性を活用し、周辺の農業的土地利用と調整を図りながら、複合的な産業基盤の形成を図る。

旧（現行計画）	新（変更計画）
c. 住宅地 **市街地中心部における中・低層住宅地** 市街地の骨格を形成する市街地環状道路の内側を都市型住宅地として、中心市街地周辺や交通拠点周辺に中・低層の住宅地を配置し、計画的な市街地の整備や誘導により、業務環境と居住環境の調和を図る。 **郊外部における低層住宅地** 市街地環状道路の外側には、低層の住宅地を配置し、地区の良好な自然景観資源を生かしながら、ゆとりと潤いのある居住環境を形成する **②農業地域** 市街地の周辺及び梓川地域に展開する農用地については、本区域の農業生産を担う基盤であり、また美しい景観を形成している空間として位置付け、その保全に努めるとともに点在する集落地の生活環境の維持・充実に努める。 **③自然保全地域** 本区域の東部に位置する自然保全地域については、市街地で営まれる都市活動を環境面から支える、区域の財産と位置付け、今後とも自然環境の保全に努める。	c. 住宅地 **市街地中心部における中・低層住宅地** 市街地の骨格を形成する中環状道路の内側を都市型住宅地として、中心市街地周辺や交通拠点周辺に中・低層の住宅地を配置し、計画的な市街地の整備や誘導により、業務環境と居住環境の調和を図る。 **郊外部における低層住宅地** 中環状道路の外側には、低層の住宅地を配置し、地区の良好な自然景観資源を生かしながら、ゆとりと潤いのある居住環境を形成する **②農業地域** 市街地の周辺及び梓川地域に展開する農用地については、本区域の農業生産を担う基盤であり、また美しい景観を形成している空間として位置付け、その保全に努めるとともに点在する集落地の生活環境の維持・充実に努める。 **③自然保全地域** 中部山岳国立公園や八ヶ岳中信高原国定公園の自然保全地域については、市街地で営まれる都市活動を環境面から支える、区域の財産と位置付け、今後とも自然環境の保全に努める。

旧（現行計画）

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定める。

なお、区域区分を定めるとした根拠は次のとおりである。

①県による同一基準での判断結果

県では、人口の動向、土地利用の状況等に着目し、県下同一基準に基づいて、本区域における区域区分の必要性が有ると判断した。その概要は以下のとおりである。

・本区域の平成17年度の行政区域人口は、約22万8千人であり都市の集積性が高い。
・平成7年度から平成17年度の人口増加は1,828人であり、平成3年度から平成13年度の第2次、3次産業従業者の伸びは、4.85%と県平均を上回っており、都市の成長性が高く、今後とも操業環境の整備・改善を図りながら成長を維持していく必要がある。
・本区域の市街化区域内の道路面積率は17.2%（平成20年度現在）であり、住宅地として望ましいとされる15.0%を上回っているが、老朽木造密集地帯など基盤整備が遅れている地区が存在することから、継続して計画的な市街地改善が必要である。

②地域特性を考慮した区域区分の検討

本区域においては、従来から区域区分を行ってきており、市街地内での人口の定着が進行し、市街化調整区域の農地が保全されているなど、計画的な市街地形成を行うことができ、区域区分の効果は十分にあったと考えられる。さらに、今後も一定の開発圧力があると想定され、市街地の無秩序な拡散を抑制し、計画的な規制・誘導を行うとともに、市街化調整区域の田園環境保全に努めるため、今後とも区域区分を継続して定めることが必要である。

このような本区域の状況と考え方を踏まえて、以下のような方針とする。

本区域は、これまで、区域区分の設定により市街化区域外への無秩序な拡散を抑制しており、さらに、今後も良好な自然的環境の整備・保全を図り、計画的な規制・誘導が必要であるため、区域区分を定める。

(2) 区域区分の方針

①おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分＼年次	平成 17 年（基準年）	平成 27 年（基準年から10年後）
都市計画区域内人口	218.7 千人	おおむね 211.8 千人
市街化区域内人口	163.5 千人	おおむね 161.1 千人

（注）市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。
（注）平成17年欄は「国勢調査」及び「都市計画基礎調査」による統計値。
平成27年欄の都市計画区域内人口はコーホート要因法による推計値。
平成27年欄の市街化区域内人口は回帰分析による推計値。

新（変更計画）

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定める。

なお、区域区分を定めるとした根拠は次のとおりである。

①県による同一基準での判断結果

県では、人口の動向、土地利用の状況等に着目し、県下同一基準に基づいて、本区域における区域区分の必要性が有ると判断した。その概要は以下のとおりである。

・本区域の平成17年度の行政区域人口は、24万3千人であり都市の集積性が高い。
・平成7年度から平成17年度の人口増加は3,002人であり、平成3年度から平成13年度の第2次、3次産業従業者の伸びは、5.11%と県平均を上回っており、都市の成長性が高く、今後とも操業環境の整備・改善を図りながら成長を維持していく必要がある。
・本区域の市街化区域内の道路面積率は16.7%（平成20年度現在）であり、住宅地として望ましいとされる15.0%を上回っているが、老朽木造密集地帯など基盤整備が遅れている地区が存在することから、継続して計画的な市街地改善が必要である。

②地域特性を考慮した区域区分の検討

本区域においては、従来から区域区分を行ってきており、市街地内での人口の定着が進行し、市街化調整区域の農地が保全されているなど、計画的な市街地形成を行うことができ、区域区分の効果は十分にあったと考えられる。さらに、今後も一定の開発需要があると想定され、市街地の無秩序な拡散を抑制し、計画的な規制・誘導を行うとともに、市街化調整区域の田園環境保全に努めるため、今後とも区域区分を継続して定めることが必要である。

平成22年に区域区分を定めた梓川地区、空港東地区と同様、波田地区についても、一体の都市として総合的なまちづくり及び均衡ある・効率的な都市計画を行うために区域区分の設定を定めることが必要である。

このような本区域の状況と考え方を踏まえて、以下のような方針とする。

本区域は、これまで、区域区分の設定により市街化区域外への無秩序な拡散を抑制しており、さらに、今後も良好な自然的環境の整備・保全を図り、計画的な規制・誘導が必要であるため、区域区分を定める。

(2) 区域区分の方針

①おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分＼年次	平成 17 年（基準年）	平成 27 年（基準年から10年後）
都市計画区域内人口	233.6 千人	おおむね 226.9 千人
市街化区域内人口	163.5 千人	おおむね 167.5 千人

（注）市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。
（注）平成17年欄は「国勢調査」及び「都市計画基礎調査」による統計値。
平成27年欄の都市計画区域内人口はコーホート要因法による推計値。
平成27年欄の市街化区域内人口は回帰分析による推計値。

旧（現行計画）

②産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分 ＼ 年次		平成17年（基準年）	平成27年（基準年から10年後）
生産規模	工業出荷額	5,113 億円	5,844 億円
	卸小売販売額	12,333 億円	11,057 億円
就業構造	第１次産業	7.4 千人（ 7%）	5.4 千人（ 5%）
	第２次産業	27.5千人（25%）	21.4 千人（20%）
	第３次産業	76.4 千人（68%）	80.3 千人（75%）

（注）基準年においては行政区域を対象とした値を、目標年次の平成27年おいては都市計画区域を対象とした値を示している。

（注）基準年の出荷額は平成 17 年、販売額は平成 16 年の値。
平成27年の出荷額については、平成14年から平成19年の実績値より回帰分析にて推計した。
平成 27 年の販売額については、平成 14･16･19 年の実績値より回帰分析にて推計した。

③市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成 17 年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	平成17年（基準年）	平成27年（基準年から10年後）
市街化区域面積	3,764 ha	おおむね 3,786 ha

（注）市街化区域面積は、平成 27 年時点における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

新（変更計画）

②産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分 ＼ 年次		平成17年（基準年）	平成27年（基準年から10年後）
生産規模	工業出荷額	5,191 億円	5,920 億円
	卸小売販売額	12,442 億円	11,112 億円
就業構造	第１次産業	8.5 千人（ 7%）	6.4 千人（ 5.4%）
	第２次産業	29.8千人（25%）	23.7 千人（20.2%）
	第３次産業	81.1 千人（68%）	87.5 千人（74.4%）

（注）基準年においては行政区域を対象とした値を、目標年次の平成27年おいては都市計画区域を対象とした値を示している。

（注）基準年の出荷額は平成 17 年、販売額は平成 16 年の値。
平成27年の出荷額については、平成14年から平成19年の実績値より回帰分析にて推計した。
平成 27 年の販売額については、平成 14･16･19 年の実績値より回帰分析にて推計した。

③市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成 17 年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	平成17年（基準年）	平成27年（基準年から10年後）
市街化区域面積	3,764 ha	おおむね 4,008ha

（注）市街化区域面積は、平成 27 年時点における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

旧（現行計画）	新（変更計画）
３．主要な都市計画の決定の方針 （1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ①主要用途の配置の方針 a．業務地 **松本城周辺、長野県合同庁舎周辺地区：官公庁施設が集積した業務地** 日本銀行・税務署・裁判所・市役所等が集積している松本城周辺地区及び長野自動車道松本インターに近接する県合同庁舎を中心とする地区は官公庁施設が集積している業務地として配置する。 b．商業地 ア．広域中心商業地 **ＪＲ篠ノ井線東側と松本都心環状道路に囲まれた地区** ＪＲ篠ノ井線東側と松本都心環状道路に囲まれた地区及びその周辺を広域中心商業地として位置付ける。ここでは、山岳景観と国宝松本城などの伝統的な街なみ景観を生かしながら、松本広域市町村圏を対象とする商業・業務施設の計画的な整備・誘導を図り、魅力ある商業地を形成する。 イ．地区中心商業地 **ＪＲ北松本駅周辺、南松本駅周辺、平田駅周辺、村井駅周辺、一般国道19号沿道、既存商業地区** ＪＲ北松本駅・南松本駅・平田駅及び村井駅の周辺地区並びに一般国道19号の沿道地区を地区中心商業地として位置付ける。 ここでは、交通結節機能の整備と併せて地区住民の生活利便性の向上を担う商業・業務施設の計画的な立地・誘導を図り、交通利便性の高い商業地を形成する。 ウ．観光商業地 **浅間温泉街、美ヶ原温泉街地区** 温泉を観光資源とする浅間温泉街及び美ヶ原温泉街の各地区を観光商業地として位置付ける。ここでは、宿泊・保養施設や街なみの整備を図り、観光・レクリエーション地区として魅力づくりを進める。	３．主要な都市計画の決定の方針 （1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ①主要用途の配置の方針 a．業務地 **市役所周辺、長野県合同庁舎周辺地区：官公庁施設が集積した業務地** 日本銀行・税務署・裁判所等が集積している市役所周辺地区及び長野自動車道松本インターに近接する県合同庁舎を中心とする地区は官公庁施設が集積している業務地として配置する。 b．商業地 ア．広域中心商業地 **ＪＲ篠ノ井線東側と内環状道路に囲まれた地区** ＪＲ篠ノ井線東側と内環状道路に囲まれた地区及びその周辺を広域中心商業地として位置付ける。ここでは、山岳景観と国宝松本城などの伝統的な街なみ景観を生かしながら、自動車利用を抑制し、安全・安心・快適な人に優しい歩行者環境の実現を目指すまちづくりを進める。また、松本広域市町村圏を対象とする地域の実情にあった商業・業務施設の計画的な整備・誘導を図り、市民・観光客に魅力ある商業地を形成する。 イ．地区中心商業地 **ＪＲ北松本駅周辺、南松本駅周辺、平田駅周辺、村井駅周辺、波田駅周辺、一般国道19号沿道、既存商業地区** ＪＲ北松本駅・南松本駅・平田駅・村井駅及び波田駅の周辺地区並びに一般国道19号の沿道地区を地区中心商業地として位置付ける。 ここでは、交通結節機能の整備と併せて地区住民の生活利便性の向上を担う地域の実情にあった商業・業務施設の計画的な立地・誘導を図り、交通利便性の高い商業地を形成する。 ウ．観光商業地 **浅間温泉街、美ヶ原温泉街地区** 温泉を観光資源とする浅間温泉街及び美ヶ原温泉街の各地区を観光商業地として位置付ける。ここでは、宿泊・保養施設や街なみの整備を図り、観光・レクリエーション地区として魅力づくりを進める。

旧（現行計画）	新（変更計画）
c. 工業地 ア．工業地 **筑摩地区、石芝地区、西南工場団地、大久保工場公園団地、** 筑摩地区や石芝地区に形成された一団の工業地は、市街地に近接しているため、地区内道路や敷地境界部等での緑化を推進することにより周辺市街地との調和を図り、今後とも工業地としての良好な生産環境の形成に努める。 計画的に開発された西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地については、生産基盤の整備・充実や生産施設の集積を図るとともに、工場緑化により良好な環境をもつ工場団地として整備・拡充に努める。 また、主要地方道松本環状高家線沿線は、都市交通網の整備による利便性を活用し、周辺の農業的土地利用と調整を図りながら、新たな産業基盤の形成を図る。	c. 工業地 ア．工業地 **筑摩地区、石芝地区、西南工場団地、大久保工場公園団地、** 筑摩地区や石芝地区に形成された一団の工業地は、市街地に近接しているため、地区内道路や敷地境界部等での緑化を推進することにより周辺市街地との調和を図り、今後とも工業地としての良好な生産環境の形成に努める。 計画的に開発された西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地、新松本工業団地については、生産基盤の整備・充実や生産施設の集積を図るとともに、工場緑化により良好な環境をもつ工場団地として整備・拡充に努める。 また、主要地方道松本環状高家線沿線は、都市交通網の整備による利便性を活用し、周辺の農業的土地利用と調整を図りながら、新たな産業基盤の形成を図る。
d. 流通業務地 ア．既存の流通・産業業務地 **流通業務団地、新松本臨空産業団地** 笹賀地区の流通業務団地、新松本臨空産業団地については、その機能の維持・増進を図る。	d. 流通業務地 ア．既存の流通・産業業務地 **流通業務団地、新松本臨空産業団地** 笹賀地区の流通業務団地、神林地区の新松本臨空産業団地については、その機能の維持・増進を図る。
e. 住宅地 ア．既成市街地の住宅地 **比較的高密度な住宅地** 本区域の既成市街地内の住宅地については比較的高密度の住宅地とし、中心市街地においては土地の高度利用を図りつつ、魅力ある街づくりを行う。 イ．進行市街地の住宅地 **良好な住宅地** 既成市街地に隣接している進行市街地については、地区計画の導入等により良好な住宅地を目指す。 ウ．新市街地の住宅地 **農業と調和のとれた住宅地** 既成市街地に隣接する新市街地の住宅地については、既成市街地を含んだ一体的なまちづくりができるよう地域の特性を生かし農業との調整を図り、必要に応じて計画的な居住環境の整備・誘導を図る。	e. 住宅地 ア．既成市街地の住宅地 **比較的高密度な住宅地** 本区域の既成市街地内の住宅地については比較的高密度の住宅地とし、中心市街地においては土地の高度利用を図りつつ、魅力ある街づくりを行う。 イ．進行市街地の住宅地 **良好な住宅地** 既成市街地に隣接している進行市街地については、地区計画の導入等により良好な住宅地を目指す。 ウ．新市街地の住宅地 **農業と調和のとれた住宅地** 既成市街地に隣接隣接する新市街地の住宅地については、既成市街地を含んだ一体的なまちづくりができるよう地域の特性を生かし農業との調整を図り、必要に応じて計画的な居住環境の整備・誘導を図る。

旧（現行計画）	新（変更計画）
②市街地における建築物の密度の構成に関する方針 a. 商業地における建物の密度の構成に関する基本方針 **高密度利用区域：ＪＲ松本駅周辺地区** 松本駅周辺土地区画整理事業および中央西土地区画整理事業により整備した地区とその周辺地区においては、街並みや居住環境などに配慮しながら高密度な土地利用を図る	②市街地における建築物の密度の構成に関する方針 a. 商業地における建物の密度の構成に関する基本方針 **高密度利用区域：ＪＲ松本駅周辺地区** 松本駅周辺土地区画整理事業および中央西土地区画整理事業により整備した地区とその周辺地区においては、街並みや居住環境などに配慮しながら高密度な土地利用を図る。
b. 工業地における建物の密度の構成に関する基本方針 **低密度利用区域：西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団**	b. 工業地における建物の密度の構成に関する基本方針 **低密度利用区域：西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団**
西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地、新工業団地においては、周辺の環境、公害防止などに配慮しながら低密度な土地利用を図る。	西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地、新松本工業団地においては、周辺の環境、公害防止などに配慮しながら低密度な土地利用を図る。
c. 住宅地における建物の密度の構成に関する基本方針 **低密度利用区域：蟻ヶ崎地区、松原・寿台地区等**	c. 住宅地における建物の密度の構成に関する基本方針 **低密度利用区域：蟻ヶ崎地区、松原・寿台地区等**
蟻ヶ崎地区、岡田地区、横田･惣社地区、北原町･美芳町地区、松原･寿台地区等においては、低層住宅の良好な住環境の保持に努めながら低密度な土地利用を図る。	蟻ヶ崎地区、岡田地区、横田･惣社地区、小屋北・平田東（一部）地区、松原･寿台地区等においては、低層住宅の良好な住環境の保持に努めながら低密度な土地利用を図る。
③市街地における住宅建設の方針 公営住宅、高齢者・障がい者向け住宅においては、既存ストックの有効活用を図る建替・改修により、居住水準の向上を図る。 民間住宅においては、安心安全で良質な住宅と良好な住宅環境づくりの促進を図り、地域の特性を活かした住環境整備を推進する。 また、土地区画整理事業の有効活用による宅地供給を促進し、公園整備や地区計画制度を活用した良好な住環境整備を図る。	③市街地における住宅建設の方針 公営住宅、高齢者・障がい者向け住宅においては、既存ストックの有効活用を図る建替・改修により、居住水準の向上を図る。 民間住宅においては、安心安全で良質な住宅と良好な住宅環境づくりの促進を図り、地域の特性を活かした住環境整備を推進する。 また、土地区画整理事業の有効活用による宅地供給を促進し、公園整備や地区計画制度を活用した良好な住環境整備を図る。
④市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針 a. 土地の高度利用に関する方針 **中心市街地の活性化** ＪＲ篠ノ井線東側と松本都心環状道路に囲まれた地区及びその周辺の中心商業地については、土地区画整理事業や再開発事業により一定の都市基盤整備が達成されているが、中心市街地活性化法に基づき、商業活性化施策と一体的・総合的な市街地環境の整備施策を展開する必要があることから、今後さらに土地の高度利用と都市機能の更新を図る。	④市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針 a. 土地の高度利用に関する方針 **中心市街地の活性化** ＪＲ篠ノ井線東側と内環状道路に囲まれた地区及びその周辺の中心商業地については、土地区画整理事業や再開発事業により一定の都市基盤整備が達成されているが、中心市街地活性化法等に基づき、商業活性化施策と一体的・総合的な市街地環境の整備施策を展開する必要があることから、今後さらに土地の高度利用と都市機能の更新を図る。

旧（現行計画）	新（変更計画）
b. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針	b. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針
用途の純化	**用途の純化**
住工混在の見られる北松本駅周辺、渚、双葉及び野溝地区等については、各地区の特性に応じ用途純化を推進する。	住工混在の見られる北松本駅周辺、渚、双葉及び野溝地区等については、各地区の特性に応じ用途純化を推進する。
	用途の複合化
	ＪＲ篠ノ井線東側と内環状幹線に囲まれた商業・業務地の外延部については、土地利用の複合化を図り都市型の業務・住宅を形成する。 また、一般国道19号沿道及び松本駅西側から長野自動車道松本ＩＣに至る市街地を工業と都市型の住宅や商業・サービス施設が複合した多機能な土地利用に誘導する。
c. 居住環境の改善又は維持に関する方針	c. 居住環境の改善又は維持に関する方針
安全快適な都市づくり	**安全快適な都市づくり**
松本市防災都市計画を基に、都市の危険性を把握し、より安全快適な都市づくりを目指す。また、市民主体の活動と協働しながら、都市防災総合推進事業に取り組み、避難路、避難地を確保する地区公共施設等整備事業を推進する。さらに、耐火、準耐火建築物に助成を行う都市防災不燃化促進事業について検討を進める。 中心市街地の木造建物密集地については、火災時の延焼防止などを目的とした防災基盤の整備とあわせ、沿道の緑化や建築物の不燃化を誘導し、居住環境の改善を図る。 さらに、震災による被害を最小限に抑えるため、耐震診断や耐震改修を促進し耐震性の向上を図る。	松本市防災都市計画を基に、都市の危険性を把握し、より安全快適な都市づくりを目指す。また、市民主体の活動と協働しながら、都市防災総合推進事業に取り組み、避難路、避難地を確保する地区公共施設等整備事業を推進する。さらに、耐火、準耐火建築物に助成を行う都市防災不燃化促進事業について検討を進める。 中心市街地の木造建物密集地については、火災時の延焼防止などを目的とした防災基盤の整備とあわせ、沿道の緑化や建築物の不燃化を誘導し、居住環境の改善を図る。 さらに、震災による被害を最小限に抑えるため、耐震診断や耐震改修を促進し耐震性の向上を図る。
d. 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針	d. 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針
風景の維持・保全	**風景の維持・保全**
風致地区や市街地内に点在する寺社樹林地などについては、良好な環境の形成を目指し積極的に保全を図る。 また、地域色や郷土色が感じられる地域づくりを目指し、街なみ環境整備事業や松本市景観計画による良好な街なみ形成の配慮や、歴史や文化を残す風景の維持・保全に努める。	風致地区や市街地内に点在する寺社樹林地などについては、良好な環境の形成を目指し積極的に保全を図る。 また、地域色や郷土色が感じられる地域づくりを目指し、街なみ環境整備事業や松本市景観計画による良好な街なみ形成の配慮や、歴史や文化を残す風景の維持・保全に努める。
⑤市街化調整区域の土地利用の方針	⑤市街化調整区域の土地利用の方針
a. 優良な農地との健全な調和に関する方針	a. 優良な農地との健全な調和に関する方針
優良農地の保全	**優良農地の保全**
都市部西側の農地と東山部、梓川地域は、良好な農地として利用されており、優良農地として保全すべき農地及び地区である。 特に農業の基盤となる優良農地の適正な保全と活用が重要であるため、良好な田園景観の保全が求められている中、田園景観の保全を図る土地利用は優良農地として保全する。	都市部西側、東山部、梓川および波田市街地周辺の地域は、良好な農地として利用されており、優良農地として保全すべき地区である。 特に農業の基盤となる優良農地の適正な保全と活用が重要であるため、良好な田園景観の保全が求められている中、田園景観の保全を図る土地利用は優良農地として保全する。

旧（現行計画）	新（変更計画）
b. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 **保安林、砂防指定地等の治山治水対策を講ずる区域の保全** 現在の保安林、砂防指定地等の治山治水対策を講ずる区域は保全すべき区域とする。 さらに、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの土砂災害の恐れのある区域において、住民の生命及び身体を保護するため、建築物の立地抑制等を図る区域を「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域等として指定を行うことを推進する。	b. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 **保安林、砂防指定地等の治山治水対策を講ずる区域の保全** 現在の保安林、砂防指定地等の治山治水対策を講ずる区域は保全すべき区域とする。 さらに、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの土砂災害の恐れのある区域において、住民の生命及び身体を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域等の指定を行うと共に、土砂災害の恐れのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。
c. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 **山地、丘陵部、田園、河川の環境・景観保全** 北部から東部の山地、丘陵部は極力自然環境および自然景観の保全に努める。 城山風致地区と浅間風致地区は樹林・その他の自然地風致の維持を図るとともに、良好な自然環境や樹林地については、今後新たな地域性緑地の指定により保全を図る。また、松本平の田園景観を特徴付ける、本区域の西部から南部に広がる田園地域を保全する。 さらに、豊かな生物生息環境を有する河川を保全し、うるおいとやすらぎのある河川空間を形成する。	c. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 **山地、丘陵部、田園、河川の環境・景観保全** 北部から東部の山地、丘陵部は極力自然環境および自然景観の保全に努める。 城山風致地区と浅間風致地区は樹林・その他の自然地風致の維持を図るとともに、良好な自然環境や樹林地については、今後新たな地域性緑地の指定により保全を図る。また、松本平の田園景観を特徴付ける、本区域の西部から南部に広がる田園地域を保全する。 さらに、豊かな生物生息環境を有する河川を保全し、うるおいとやすらぎのある河川空間を形成する。
d. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 **計画的な土地利用の推進** 都市整備、自然環境保全に関する各種法令の適正な運用を図ることにより、秩序ある土地利用を図る。 集落のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域の実情に応じて、各種開発許可制度の活用を図る。 既存の産業集積地等については、周辺環境と調和させながら適正な土地利用を維持する。 幹線道路沿道など今後開発圧力が高まることが予想される区域については、あらかじめ計画的な土地利用を検討する。 現行の市街化区域に隣接した地区で計画的な市街地整備の見通しがある地区においては、整備が確実になった段階で、保留された人口の範囲内において関係機関との調整の上で、市街化区域への編入を行い、計画的な整備を図る。 市街化調整区域の建築物の形態制限については、地域の土地利用の状況やまちづくりの方針、景観計画の方針などを踏まえ、良好な生活環境の確保を図るための住宅地に準じた制限値とする。	d. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 **計画的な土地利用の推進** 都市整備、自然環境保全に関する各種法令の適正な運用を図ることにより、秩序ある土地利用を図る。 集落のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域の実情に応じて、各種開発許可制度の活用を図る。 既存の産業集積地等については、周辺環境と調和させながら適正な土地利用を維持する。 幹線道路沿道など今後開発需要が高まることが予想される区域については、あらかじめ計画的な土地利用を検討する。 現行の市街化区域に隣接した地区で計画的な市街地整備の見通しがある地区においては、整備が確実になった段階で、保留された人口の範囲内において関係機関との調整の上で、市街化区域への編入を行い、計画的な整備を図る。 市街化調整区域の建築物の形態制限については、地域の土地利用の状況やまちづくりの方針、景観計画の方針などを踏まえ、良好な生活環境の確保を図るための住宅地に準じた制限値とする。

旧（現行計画）

(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

①交通施設の都市計画の決定の方針

a. 基本方針

ア．交通体系の整備の方針

計画的かつ効率的な交通体系の整備

本区域の交通特性として、自動車保有密度の高さと都市計画道路・一般国道等の幹線道路密度、４車線道路密度の小ささ及び周辺市町村から本区域に集中する道路網形態により、中心市街地において日常的に道路渋滞が生じていること。利用が低迷している公共交通の存続と活用、マイカー依存から他の交通手段への転換などが課題である。

このことが本区域内の社会･経済活動に及ぼす影響は大きく、超少子高齢型人口減少社会の進行、交通インフラの維持・整備のための公共投資が縮小となるなか、より効率的な交通体系の見直し及び整備が必要である。

道路整備と並行して、鉄道・バスなどの公共交通と自動車の双方とも適正利用ができるように公共交通利用環境の整備も合わせて行う必要がある。

また、渋滞解消や公共交通機関の利用促進により、温室効果ガスの排出を抑制して地球温暖化防止を図り、環境負荷の少ない都市づくりを進める。

信州まつもと空港については、平成６年のジェット化開港以降、利用者が平成８年の約 26 万人をピークに年々減少していることから、県内唯一の空の玄関口として有効活用されるよう、利便性の向上や地域振興などの活性化を進める。

今後はこれらの都市交通問題に対処し、地方中核都市としての機能を十分発揮するとともに低炭素社会の実現、人を優先したユニバーサルデザインによるまちづくり、都市防災等に取り組むため総合都市交通計画の方針を基に、計画的かつ効率的な交通体系の整備を図るものとする。

◆鉄道・バス・タクシー等交通手段との総合的な交通体系の確立を図る。
◆くらしのみちゾーン等により歩行者動線を整備し、交通の円滑化と買物客や観光客の利便性の確保に努める。また、ユニバーサルデザイン化を推進する。
◆マイカーから公共交通や徒歩、自転車への転換を促進する道路・まちづくりを図る。

◆幹線道路及び合併地域や観光地域を連絡する道路整備を促進する。
◆放射環状型の道路網整備を図る。
◆地域の防災性の向上を考慮した道路の整備を促進する。
◆信州まつもと空港の有効活用を図る。
◆都市計画道路の見直しを図る。

新（変更計画）

(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

①交通施設の都市計画の決定の方針

a. 基本方針

ア．交通体系の整備の方針

計画的かつ効率的な交通体系の整備

本区域の交通特性として、自動車保有率の高さと都市計画道路・一般国道等の幹線道路密度、４車線道路密度の小ささがあげられる。主に一般国道 19 号などにおける日常的な道路渋滞、利用が低迷している公共交通の存続と活用、マイカー依存から他の交通手段への転換などが課題である。

このことが本区域内の社会･経済活動に及ぼす影響は大きく、超少子高齢型人口減少社会の進行、交通インフラの維持・整備のための公共投資が縮小となるなか、より効率的な交通体系の見直し及び整備が必要である。

道路整備と並行して、鉄道・バスなどの公共交通と自動車の双方とも適正利用ができるように公共交通利用環境の整備も合わせて行う必要がある。

また、渋滞解消や公共交通機関の利用促進により、温室効果ガスの排出を抑制して地球温暖化防止を図り、環境負荷の少ない都市づくりを進める。

信州まつもと空港については、平成６年のジェット化開港以降、利用者が平成８年の約 26 万人をピークに年々減少していることから、県内唯一の空の玄関口として有効活用されるよう、利便性の向上や地域振興などの活性化を進める。

今後はこれらの都市交通問題に対処し、地方中核都市としての機能を十分発揮するとともに、集約型まちづくりのための交通環境整備、公共交通のサービス水準の向上、道路交通の円滑化・機能の向上、モビリティマネジメント、人を優先したユニバーサルデザインによる歩きやすいまちづくり、都市防災等に取り組むため総合都市交通計画の方針を基に、計画的かつ効率的な交通体系の整備を図るものとする。

◆鉄道・バス・タクシー等交通手段との総合的な交通体系の確立を図る。
◆くらしのみちゾーン等により歩行者動線を整備し、交通の円滑化と買物客や観光客の利便性の確保に努める。また、ユニバーサルデザイン化を推進する。
◆マイカーから公共交通や徒歩、自転車への転換を促進する道路・まちづくりを図る。
◆効果的・効率的なみちづくり、既存ストックを有効活用した整備を推進する。
◆幹線道路及び合併地域や観光地域を連絡する道路整備を促進する。
◆環状放射型の道路網整備を図る。
◆地域の防災性の向上を考慮した道路の整備を促進する。
◆信州まつもと空港の有効活用を図る

旧（現行計画）	新（変更計画）
イ．整備水準の目標 **都市計画道路の整備、公共交通機関利用者の増加** 道路については、現在都市計画決定延長約 109.8km のうち 41.2km（約 1.09km/用途地域面積 k ㎡）が整備されている。（平成 20 年 3 月末現在） 今後も引き続き整備計画に基づき整備を促進するものとし、おおむね 50km(約 1.3km/ k ㎡)程度になることを目標として整備を図る。 また、鉄道駅において交通結節点としての機能の向上を図り、公共交通機関利用者の増加を図る。 b. 主要な施設の配置の方針 ア．道路 **広域幹線道路の整備** 東西方向の広域幹線道路として中部縦貫自動車道を配置する。 **周辺都市圏との連携を強化する道路網の整備** 松本都市圏と長野都市圏、上田都市圏、佐久都市圏、諏訪都市圏、木曽都市圏等他圏域との連絡強化を図る。 **本区域内を一体化する道路網の整備** 南北軸・東西軸・環状軸の強化を図る。 イ．鉄道 **鉄道の持続可能な運用** JR 篠ノ井線、大糸線、松本電鉄上高地線の鉄道は、他の公共交通と連携しながらサービス水準の維持・向上に努め、マイカーからの利用転換を促進し、持続可能な運用を図る。 ウ．駐輪場 **駐輪場の整備** 鉄道駅周辺の駐輪場の整備を促進する。 エ．自由通路・駅前広場 **自由通路・駅前広場の整備及び広場と一体的なバス・タクシー乗り場等** ＪＲ主要駅において交通結節機能の向上を図るため、自由通路を整備し駅の一体化を図る。さらに、鉄道とバス・タクシー・自家用車・自転車等の乗換利便性の向上を図るため、駅前広場の整備と一体的にバス・タクシー乗り場等を整備する。	イ．整備水準の目標 **都市計画道路の整備、公共交通機関利用者の増加** 道路については、現在都市計画決定延長約 116.8km のうち 43.7km（約 1.09km/用途地域面積 k ㎡）が整備されている。（平成 25 年 3 月末現在） 今後も引き続き整備計画に基づき整備を促進するものとし、おおむね 50km(約 1.3km/ k ㎡)程度になることを目標として整備を図る。 また、鉄道駅において交通結節点としての機能の向上を図り、公共交通機関利用者の増加を図る。 b. 主要な施設の配置の方針 ア．道路 **広域幹線道路の整備** 東西方向の広域幹線道路として中部縦貫自動車道を配置する。 **周辺都市圏との連携を強化する道路網の整備** 松本都市圏と長野都市圏、上田都市圏、佐久都市圏、諏訪都市圏、木曽都市圏等他圏域との連絡強化を図る。 **本区域内を一体化する道路網の整備** 南北軸・東西軸・環状軸の強化を図る。 イ．鉄道 **鉄道の持続可能な運用** JR 篠ノ井線、大糸線、アルピコ交通上高地線の鉄道は、他の公共交通と連携しながらサービス水準の維持・向上に努め、マイカーからの利用転換を促進し、持続可能な運用を図る。 ウ．駐輪場 **駐輪場の整備** 鉄道駅周辺の駐輪場の整備を促進する。 エ．自由通路・駅前広場 **自由通路・駅前広場の整備及び広場と一体的なバス・タクシー乗り場等** ＪＲ主要駅において交通結節機能の向上を図るため、自由通路を整備し駅の一体化を図る。さらに、鉄道とバス・タクシー・自家用車・自転車等の乗換利便性の向上を図るため、駅前広場の整備と一体的にバス・タクシー乗り場等を整備する。

旧（現行計画）

オ．交通管理

交通需要マネジメント・モビリティマネジメントの推進

現状の道路網での交通混雑の緩和方策としてパークアンドライド事業（交通需要マネジメント）を充実させるとともに、健康寿命の延伸、環境負荷の軽減に対応するために、自らの意思でマイカー利用から転換し、徒歩、自転車、バスや鉄道などの公共交通機関を利用することへの意識転換（モビリティマネジメント）を図る。

c. 主要な施設の整備目標

ア．道路

おおむね 10 年以内に整備することを予定する主な施設等は、次のとおりとする。

主要な施設	名　　称
道路	都市計画道路 1・4・1 松本波田線
	都市計画道路 3・5・6 出川浅間線
	都市計画道路 3・4・11 宮渕新橋上金井線
	都市計画道路 3・2・12 内環状北線
	都市計画道路 3・4・17 二の丸豊田線
	都市計画道路 3・4・22 小池平田線
	都市計画道路 3・2・29 長野飯田線
	都市計画道路 3・4・34 中条白板線
	都市計画道路 3・2・43 内環状南線
	都市計画道路 3・4・19 埋橋並柳線
	都市計画道路 3・5・20 林豊田線
	都市計画道路 3・5・25 南松本石芝線
	都市計画道路 3・4・44 庄内出川線
	都市計画道路 3・4・46 出川双葉線
	都市計画道路 3・4・47 芳野双葉線
	都市計画道路 3・4・48 平田野溝線

イ．駐車場案内システム

駐車場案内システムの活用

駐車場整備地区を中心とする駐車場案内システムの活用を図る。

新（変更計画）

オ．交通管理

交通需要マネジメント・モビリティマネジメントの推進

現状の道路網での交通混雑の緩和方策としてパークアンドライド事業（交通需要マネジメント）を充実させるとともに、健康寿命の延伸、環境負荷の軽減に対応するために、自らの意思でマイカー利用から転換し、徒歩、自転車、バスや鉄道などの公共交通機関を利用することへの意識転換（モビリティマネジメント）を図る。

c. 主要な施設の整備目標

ア．道路

おおむね 10 年以内に整備することを予定する主な施設等は、次のとおりとする。

主要な施設	名　　称
道路	都市計画道路 1・4・1 松本波田線
	都市計画道路 3・4・11 宮渕新橋上金井線
	都市計画道路 3・2・12 内環状北線
	都市計画道路 3・4・22 小池平田線
	都市計画道路 3・2・29 長野飯田線
	都市計画道路 3・4・34 中条白板線
	都市計画道路 3・2・43 内環状南線
	都市計画道路 3・5・25 南松本石芝線
	都市計画道路 3・4・46 出川双葉線
	都市計画道路 3・4・47 芳野双葉線
	都市計画道路 3・4・50 三溝新田線
	都市計画道路 3・4・51 下島車坂線

旧（現行計画）	新（変更計画）
②下水道及び河川の都市計画の整備の方針 a. 基本方針 ア．下水道及び河川の整備の方針 【下水道】 **公共水域の水質保全と生活環境の整備、雨水浸水の防止** 公共水域の水質保全と生活環境の整備を図り、あわせて雨水浸水による都市災害を防止するために下水道の整備を図る。また、合流式下水道の分流式への改善を図る。 【河　川】 **河川の安全確保・景観形成と流域対策の推進** 梓川や奈良井川をはじめとする河川の改修事業を促進し、市街地の安全及び親水機能確保と良好な景観形成のため整備を図る。 特に近年の都市化の進展による流域の持つ保水遊水機能の減少等を考慮して、河川整備と流域対策を図る。 イ．整備水準の目標 【下水道】 **事業認可区域の適正な維持管理** 下水道整備全体計画区域6,202haのうち、公共下水道事業認可区域4,557ha・特定環境保全公共下水道事業認可区域1,207haについて、認可区域内の整備は概ね完了している。今後は、水質が適正に保たれるように適正な維持管理に努める。 また、雨水渠については整備区域内の緊急を要する地域から着手し、約684haを目標に整備を図る。 【河　川】 親水護岸や自然の生態系保護、治水の安全性を高めるための河川整備及び流域対策を推進する。 b. 主要な施設の配置の方針 【下水道】 ■公共下水道区域 **宮渕・両島処理区の汚水・雨水管渠、処理場の整備** 宮渕・両島処理区の汚水及び雨水管渠、処理場の整備、合流式下水道の改善を図る。 ■特定環境保全公共下水道区域 **適正な維持管理** 施設の適正な維持管理に努める。	②下水道及び河川の都市計画の整備の方針 a. 基本方針 ア．下水道及び河川の整備の方針 【下水道】 **公共水域の水質保全と生活環境の整備、雨水浸水の防止** 公共水域の水質保全と生活環境の整備を図り、あわせて雨水浸水による都市災害を防止するために下水道の整備を図る。また、合流式下水道の分流式への改善を図る。 【河　川】 **河川の安全確保・景観形成と流域対策の推進** 梓川や奈良井川をはじめとする河川の改修事業を促進し、市街地の安全及び親水機能確保と良好な景観形成のため整備を図る。 特に近年の都市化の進展による流域の持つ保水遊水機能の減少等を考慮して、河川整備と流域対策を図る。 イ．整備水準の目標 【下水道】 **事業認可区域の適正な維持管理** 下水道整備全体計画区域6,796haのうち、公共下水道事業計画認可区域5,061ha・特定環境保全公共下水道事業計画認可区域1,296haについて、計画区域内の整備は概ね完了している。今後は、水質が適正に保たれるように適正な維持管理に努める。 また、雨水渠については整備区域内の緊急を要する地域から着手し、約684haを目標に整備を図る。 【河　川】 親水護岸や自然の生態系保護、治水の安全性を高めるための河川整備及び流域対策を推進する。 b. 主要な施設の配置の方針 【下水道】 ■公共下水道区域 **宮渕・両島処理区の汚水・雨水管渠、処理場の整備** 宮渕・両島処理区の汚水及び雨水管渠、処理場の整備、合流式下水道の改善を図る。 ■特定環境保全公共下水道区域 **適正な維持管理** 施設の適正な維持管理に努める。

旧（現行計画）

■犀川安曇野流域下水道区域

適正な維持管理

施設の適正な維持管理に努める。

【河　川】

梓川や奈良井川等の整備

梓川や奈良井川をはじめとする河川の整備を図る。

c. 主要な施設の整備目標

おおむね１０年以内に整備することを予定する主な施設は次のとおりである。

都市施設	名　　称
下水道	松本市公共下水道 宮渕処理区、両島処理区 松本市特定環境保全公共下水道 西南処理区、島立処理区、中山処理区、 内田処理区、山辺処理区、稲倉処理区、 犀川安曇野流域関連松本市特定環境保全公共下水道 犀川安曇野流域下水道
河川	梓川、奈良井川、田川、女鳥羽川、薄川

③その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a. 基本方針

人口動向に応じたごみ処理施設、卸売市場等の整備

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の向上を図るため、人口の動向に対応しながら、ごみ処理施設、卸売市場等の施設の整備を図る。

b. 主要な施設の配置の方針

ア．ごみ処理施設

ごみ焼却施設及び不燃物処分場の効率的な運用

ごみ焼却施設及びエコトピア山田は、今後も効率的な運用を図る。
さらに、処分場の安定した機能確保を図る。

新（変更計画）

■犀川安曇野流域下水道区域

適正な維持管理

施設の適正な維持管理に努める。

【河　川】

梓川や奈良井川等の整備

梓川や奈良井川をはじめとする河川の整備を図る。

c. 主要な施設の整備目標

おおむね１０年以内に整備することを予定する主な施設は次のとおりである。

都市施設	名　　称
下水道	松本市公共下水道 宮渕処理区、両島処理区、波田処理区 松本市特定環境保全公共下水道 西南処理区、島立処理区、中山処理区、 内田処理区、山辺処理区、稲倉処理区、 四賀処理区、上高地処理区、 犀川安曇野流域関連松本市特定環境保全公共下水道 犀川安曇野流域下水道
河川	梓川、奈良井川、田川、女鳥羽川、薄川

③その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a. 基本方針

人口動向に応じたごみ処理施設、卸売市場等の整備

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の向上を図るため、人口の動向に対応しながら、ごみ処理施設、卸売市場等の施設の整備を図る。

b. 主要な施設の配置の方針

ア．ごみ処理施設

ごみ焼却施設及び最終処分場の効率的な運用

ごみ焼却施設及び最終処分場は、今後も効率的な運用を図る。

旧（現行計画）

イ．卸売市場

松本市公設地方卸売市場の随時見直し

松本流通業務団地内の松本市公設地方卸売市場は、今後の交通網の整備に伴う流通量の増加や流通システムの多様化に対応し、随時施設の見直しを行う。

(3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要な市街地開発事業の決定の方針

a. 基本方針

良好な都市環境を備えた市街地の形成を着実に進めていくため、行政と住民が一体となって地域の特性を活かした市街地整備を面的に行う。

ア．中心市街地

中心市街地は、近年の人口の減少・少子高齢化の進行、ライフスタイルの変化等により空洞化が生じ、活性化の必要性が増している。このため、市街地基盤整備と商業の一体的・総合的な施策を行うとともに、歩いて暮らせる都心居住を推進し、中心市街地の活性化を図る。

なお、整備にあたっては、行政と住民などとのパートナーシップによる歴史と文化を活かしたまちづくりをめざし、街並み環境整備事業等による良好な街並み形成を図る。

イ．市街化進行地域

基盤施設が不十分なままで無秩序な市街化が進行している地域は、地区の実情に応じて、土地区画整理事業や地区計画等を活用して基盤施設の整備を行い、土地利用の増進と生活環境の改善を図る。

ウ．新市街地

土地区画整理事業等の実施により新たに形成された新市街地においては、整備済みの良好な都市基盤を活かしながら地区計画等を活用することにより、さらに魅力的な市街地の形成を図る。

エ．市街化区域内の低・未利用地

現在の市街化区域内の農地等の低・未利用地については、土地区画整理事業等により合理的な土地利用を図るべく誘導する。また、整備が完了した地区内においては早期建築がされるよう宅地利用の促進を図る。

b. 市街地整備の方針

重点的に整備を図るべき区域は、次のとおりである。

地区名	整備の方針
松本駅	駅前広場を整備し、あわせて安全で快適な居住環境の整備を図る。

②市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施を予定している主な面的開発事業は、新たに市街化区域を予定している区域を含め以下のとおりである。

a. 土地区画整理事業

地区名	面積（ha）
原・水汲地区	約8.7

新（変更計画）

イ．卸売市場

松本市公設地方卸売市場の随時見直し

松本流通業務団地内の松本市公設地方卸売市場は、今後の交通網の整備に伴う流通システムの多様化に対応し、随時施設の見直しを行う。

(3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要な市街地開発事業の決定の方針

a. 基本方針

良好な都市環境を備えた市街地の形成を着実に進めていくため、行政と住民が一体となって地域の特性を活かした市街地整備を面的に行う。

ア．中心市街地

中心市街地は、近年の人口の減少・少子高齢化の進行、ライフスタイルの変化等により空洞化が生じ、活性化の必要性が増している。このため、市街地基盤整備と商業の一体的・総合的な施策を行うとともに、歩いて暮らせる都心居住を推進し、中心市街地の活性化を図る。

なお、整備にあたっては、行政と住民などとのパートナーシップによる歴史と文化を活かしたまちづくりをめざし、街並み環境整備事業等による良好な街並み形成を図る。

イ．市街化進行地域

基盤施設が不十分なままで無秩序な市街化が進行している地域は、地区の実情に応じて、土地区画整理事業や地区計画等を活用して基盤施設の整備を行い、土地利用の増進と生活環境の改善を図る。

ウ．新市街地

土地区画整理事業等の実施により新たに形成された新市街地においては、整備済みの良好な都市基盤を活かしながら地区計画等を活用することにより、さらに魅力的な市街地の形成を図る。

エ．市街化区域内の低・未利用地

現在の市街化区域内の農地等の低・未利用地については、土地区画整理事業等により合理的な土地利用を図るべく誘導する。また、整備が完了した地区内においては早期建築がされるよう宅地利用の促進を図る。

b. 市街地整備の方針

重点的に整備を図るべき区域は、次のとおりである。

地区名	整備の方針
松本城周辺地区	内環状北線、南西外堀を整備し、国宝松本城と城下町の歴史を活かした、水と緑とにぎわいのあるまちづくりを図る。

②市街地整備の目標

おおむね 10 年以内に実施を予定している主な面的開発事業又は新たに市街化区域を予定している区域は、以下のとおりである。

a. 土地区画整理事業

地区名	面積（ha）
村井町南地区	約4.9

旧（現行計画）

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

①基本方針

本区域は長野県の中央部に位置し、中央アルプス山系から連なる山地や丘陵地とこれに続く土地及び北アルプス山系から続く平坦な土地で構成されている。区域内には、梓川や奈良井川をはじめ、田川・女鳥羽川・薄川・鎖川等多くの河川が流れており、奈良井川以東では、松本城を中心として市街地が発達している一方、奈良井川以西では一般国道147号と同158号の沿線で市街地が発達しており、安曇野へと続く県内でも有数の穀倉地帯が広がっている。

また、国宝松本城・弘法山古墳・旧制松本高等学校校舎・旧開智学校等、歴史的意義の高い文化財を有している。

さらに、本区域は従来より県内交通の要衝として栄えており、長野自動車道や信州まつもと空港等の高速交通網の整備により、地方中核都市としての役割は一層強くなっている。

このような都市化の進展や近年の生活環境・防災に関する市民意識の高まりとともに、緑の保全、うるおいや安らぎのある環境づくり、災害時の安全性の確保、魅力ある街なみ景観の形成等、多様な役割を担う緑の創出・育成に対する取り組みが求められている。

このため、本区域が目指す将来都市像「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市」実現の一環として、次のような方針のもとに自然的環境の保全や公園緑地等の公共空地の整備及び緑化を推進する。

◆自然景観の骨格をなす環境の保全
◆歴史・文化的風土を醸成する緑地の保全及び育成
◆身近な緑地の保全・育成

a. 緑地の確保目標水準

平成27年における緑地確保目標量	都市計画区域に対する割合
約 19,900 ha	約 75 %

※松本地区を対象とした目標値

b. 都市公園等の施設として整備する緑地の目標水準

年　　次	平成 27 年
都市計画区域人口１人当たりの目標水準	40 ㎡／人

②主要な緑地の配置の方針

本区域における都市環境及び生物生息・生育環境の保全、災害時の安全性及び市民のやすらぎ空間の確保、魅力ある街なみ景観の形成を進めるため、緑地の総合的な配置方針を次のように定める。

a. 環境保全系統の配置方針

ア．良好な自然環境や多様な生物の生息・生育環境を有する緑地の保全
既存の国定公園や郷土環境保全地域など、良好な植物群落や水辺等を有する緑地やほ乳類、鳥類、昆虫類等の多様な動物の生息環境となっている緑地を保全する。

イ．都市や地域の歴史・文化的な風土を醸成する緑地の保全・育成
文化財、旧跡、社寺などと融合し、都市や地域の歴史・文化的な風土を醸成する緑地を保全するとともに、その育成を図る。

新（変更計画）

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

①基本方針

本区域は長野県の中央部に位置し、中央アルプス山系から連なる山地や丘陵地とこれに続く土地及び北アルプス山系から続く平坦な土地で構成されている。区域内には、梓川や奈良井川をはじめ、田川・女鳥羽川・薄川・鎖川等多くの河川が流れており、奈良井川以東では、松本城を中心として市街地が発達している一方、奈良井川以西では松本市道8730号（旧一般国道147号）と一般国道158号の沿線などで市街地が形成されているが、安曇野へと続く県内でも有数の穀倉地帯が広がっている。

また、国宝松本城・弘法山古墳・旧制松本高等学校校舎・旧開智学校等、歴史的意義の高い文化財を有している。

さらに、本区域は従来より県内交通の要衝として栄えており、長野自動車道や信州まつもと空港等の高速交通網の整備により、地方中核都市としての役割は一層強くなっている。

このような都市化の進展や近年の生活環境・防災に関する市民意識の高まりとともに、緑の保全、うるおいや安らぎのある環境づくり、災害時の安全性の確保、魅力ある街なみ景観の形成等、多様な役割を担う緑の創出・育成に対する取り組みが求められている。

このため、本区域が目指す将来都市像「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市」実現の一環として、次のような方針のもとに自然的環境の保全や公園緑地等の公共空地の整備及び緑化を推進する。

◆自然景観の骨格をなす環境の保全
◆歴史・文化的風土を醸成する緑地の保全及び育成
◆身近な緑地の保全・育成

a. 緑地の確保目標水準

平成 27 年における緑地確保目標量	都市計画区域に対する割合
約 19,900 ha	約 75 %

※松本地区を対象とした目標値

b. 都市公園等の施設として整備する緑地の目標水準

年　　次	平成 27 年
都市計画区域人口１人当たりの目標水準	40 ㎡／人

②主要な緑地の配置の方針

本区域における都市環境及び生物生息・生育環境の保全、災害時の安全性及び市民のやすらぎ空間の確保、魅力ある街なみ景観の形成を進めるため、緑地を機能別に環境保全、レクリエーション、防災、景観の４つの系統に分類し、それぞれの視点からの配置方針を次のように定める。

a. 環境保全系統の配置方針

ア．良好な自然環境や多様な生物の生息・生育環境を有する緑地の保全
既存の国定公園や郷土環境保全地域など、良好な植物群落や水辺等を有する緑地やほ乳類、鳥類、昆虫類等の多様な動物の生息環境となっている緑地を保全する。

イ．都市や地域の歴史・文化的な風土を醸成する緑地の保全・育成
文化財、旧跡、社寺などと融合し、都市や地域の歴史・文化的な風土を醸成する緑地を保全するとともに、その育成を図る。

旧（現行計画）	新（変更計画）
ウ．都市環境や身近な生活環境の形成に資する緑地の整備・保全 既存の都市公園や風致地区及び河川など市街地内やその近郊にあり、都市気象の緩和や快適な生活環境の保全・創出に資する緑地を保全するとともに、新たな都市公園や都市緑地等の整備を図る。 エ．緩衝緑地の配置 大規模な産業地については、災害時又は操業時の周辺環境に対する影響を緩和するため、敷地内の周辺部に緩衝緑地を適宜配置する。	ウ．都市環境や身近な生活環境の形成に資する緑地の整備・保全 既存の都市公園や風致地区及び河川など市街地内やその近郊にあり、都市気象の緩和や快適な生活環境の保全・創出に資する緑地を保全するとともに、新たな都市公園や都市緑地等の整備を図る。 エ．緩衝緑地の配置 大規模な産業地については、災害時又は操業時の周辺環境に対する影響を緩和するため、敷地内の周辺部に緩衝緑地を適宜配置する。 オ．水源林、美しい森林風景としての森林環境の保全（西部森林地域） 波田・梓川地区の西側に位置する森林地域の多くは都市計画区域の外側に位置しているが、現在比較的良好な環境にあることから、現状における法規制の状況を将来とも維持していく。
b. レクリエーション系統の配置方針 ア．身近なレクリエーション需要に応える住区基幹公園の適切な配置 身近な、生活圏レベルにおける市民の休息や運動の場を確保するため、市街地内における誘致距離が、街区公園は概ね 250m、近隣公園は概ね 500m及び地区公園は概ね１km となるように、配置することを目標とする。 イ．都市や広域レベルでのレクリエーション需要に応える都市公園の配置 住民の健康の維持・増進及びコミュニティの醸成等に寄与するため、総合公園（アルプス公園、松本城公園）の整備拡充、及び松本平広域公園緑地の活用を図る。 ウ．多様な余暇活動需要に応える公園緑地の配置 既存の中山墓園や河川緑地（都市緑地）の活用を図る。 エ．レクリエーションネットワークを形成する緑地軸の配置 レクリエーション拠点となる公園緑地の有効活用を図るため、これらを相互に結ぶ道路及び河川等を緑地軸として配置し、その積極的な緑化を図る。	**b. レクリエーション系統の配置方針** ア．身近なレクリエーション需要に応える住区基幹公園の適切な配置 身近な、生活圏レベルにおける市民の休息や運動の場を確保するため、市街地内における誘致距離が、街区公園は概ね 250m、近隣公園は概ね 500m及び地区公園は概ね１km となるように、配置することを目標とする。 イ．都市や広域レベルでのレクリエーション需要に応える都市公園の配置 住民の健康の維持・増進及びコミュニティの醸成等に寄与するため、総合公園（アルプス公園、松本城公園）の整備、及び松本平広域公園の活用を図る。 ウ．多様な余暇活動需要に応える公園緑地の配置 既存の中山墓園や河川緑地（都市緑地）の活用を図る。 エ．レクリエーションネットワークを形成する緑地軸の配置 レクリエーション拠点となる公園緑地の有効活用を図るため、これらを相互に結ぶ道路及び河川等を緑地軸として配置し、その積極的な緑化を図る。
c. 防災系統の配置方針 ア．自然災害の防止効果のある丘陵緑地の保全 風・水害や土砂流出及び斜面崩壊等に対する災害防止効果のある保安林や砂防指定地等の法指定地を維持するとともに、市街地や集落地に隣接する浅間地区、山辺地区等の丘陵緑地の保全を図る。 イ．市街地火災の延焼遮断効果のある緑地の整備・保全 市街地における火災の延焼遮断機能を有する幹線道路や河川を延焼遮断帯として位置付け、延焼遮断効果のある緑地（並木）の整備・保全を図るとともに、必要に応じて防災道路を配置する。 ウ．避難地・避難路となる公園緑地の配置 地震や火災時の避難地を確保するため、地域防災計画による避難地との機能分担を図りながら公園緑地を配置するとともに、市街地における広域避難場所としての松本城公園の拡充整備を図る。また、これらを結ぶ避難路、輸送路として道路を必要に応じて配置し、緑化を図ることによりその機能の充実を図る。	**c. 防災系統の配置方針** ア．自然災害の防止効果のある丘陵緑地の保全 風・水害や土砂流出及び斜面崩壊等に対する災害防止効果のある保安林や砂防指定地等の法指定地を維持するとともに、市街地や集落地に隣接する浅間地区、山辺地区等の丘陵緑地の保全を図る。 イ．市街地火災の延焼遮断効果のある緑地の整備・保全 市街地における火災の延焼遮断機能を有する幹線道路や河川を延焼遮断帯として位置付け、延焼遮断効果のある緑地（並木）の整備・保全を図るとともに、必要に応じて防災道路を配置する。 ウ．避難地・避難路となる公園緑地の配置 地震や火災時の避難地を確保するため、地域防災計画による避難地との機能分担を図りながら公園緑地を配置するとともに、市街地における広域避難地としての松本城公園の拡充整備を図る。また、これらを結ぶ避難路、輸送路として道路を必要に応じて配置し、緑化を図ることによりその機能の充実を図る。

旧（現行計画）	新（変更計画）
d. 景観系統の配置方針 ア．自然的景観を特徴づけている緑地や水辺の保全と育成 市街地からの視対象となる城山、浅間、下岡田、美ヶ原温泉周辺及び広沢寺周辺地区等の里山景観を形成する緑地を保全する。また、本区域を流下する河川は骨格的な水辺の景観軸として保全し、その積極的な緑化を図るものとする。 さらに、松本平の広大な田園地域は、本区域の田園景観を形成する緑地として保全・活用する。 イ．歴史・文化的風土を醸成する緑地の保全 国宝松本城のある松本城公園、城山公園及びあがたの森公園等の緑地や市街地内に存在する神田、筑摩、並柳及び井川城等の独立樹林群、さらには屋敷林や社寺境内地内の緑（鎮守の森）を保全し、緑豊かな景観と融合した歴史・文化的な風土を醸成する。 ウ．身近な街並み景観を形成する緑地の整備・育成 松本市で発祥した「花いっぱい運動」等の緑化施策を活用し、道路の沿道や歩道、学校、官公庁及び文化施設等の公共施設、並びに工場等の大規模事業所敷地や民有地内の緑化を進め、身近な街並みにおける緑地景観の整備・育成を図る。	**d. 景観系統の配置方針** ア．自然的景観を特徴づけている緑地や水辺の保全と育成 市街地からの視対象となる城山、浅間、岡田、美ヶ原温泉周辺及び廣澤寺周辺地区等の里山景観を形成する緑地を保全する。また、本区域を流下する河川は骨格的な水辺の景観軸として眺望景観の保全に努めるものとする。 さらに、松本平の広大な田園地域は、本区域の田園景観を形成する緑地として保全・活用する。 イ．歴史・文化的風土を醸成する緑地の保全 国宝松本城のある松本城公園、城山公園及びあがたの森公園等の緑地や市街地内に存在する神田、筑摩、並柳及び井川城等の独立樹林群、さらには屋敷林や社寺境内地内の緑（鎮守の森）を保全し、緑豊かな景観と融合した歴史・文化的な風土を醸成する。 ウ．身近な街並み景観を形成する緑地の整備・育成 松本市で発祥した「花いっぱい運動」等の緑化施策を活用し、道路の沿道や歩道、学校、官公庁及び文化施設等の公共施設、並びに工場等の大規模事業所敷地や民有地内の緑化を進め、身近な街並みにおける緑地景観の整備・育成を図る。 エ．防災機能、都市環境の保全などの視点から見た緑地の整備・保全 波田地区の大きな特徴のひとつである梓川沿いの段丘林をはじめ、屋敷林や境内林などは、郷土の優れた景観を形成する機能だけでなく、防災としての機能、都市としての環境の保全や自然生態系の保全機能など、多様な機能を持っているため、これらの機能の確実な保全と、さらには今後の都市整備に伴う新たな緑地空間の創出、機能強化、緑地空間の特性に応じた整備を進める。

旧（現行計画）

③実現のための具体の都市計画制度の方針

a. 公園緑地等の整備方針

都市公園等の施設として整備すべき緑地については、都市計画区域人口一人当り約 40 ㎡以上となるよう以下のように整備を進める。

公園緑地等の種別		配置方針	整備目標（㎡/人）
住区基幹公園	街区公園	市街地内において、誘致距離が概ね250mとなることを目標とし、94ヵ所、約19haの確保を図る。	40.0
	近隣公園	市街地内において、誘致距離が概ね500mとなることを目標とし、19ヵ所、約35haの確保を図る。	
	地区公園	市街地内において、誘致距離を概ね１kmとして配置済みであり、既存の城山公園（6.1ha）、あがたの森公園（6.1ha）及び芳川公園（3.9ha）及び梓川ふるさと公園（18.8ha）の活用を図る。	
都市基幹公園	総合公園	既存のアルプス公園（72.7ha）、松本城公園（10.5ha）の活用を図る。	
特殊公園	歴史公園	弘法山古墳公園（6.8ha）の活用を図る。	
	墓園	既存の中山墓園（47.0ha）の活用を図る。	
広域公園		既存の松本平広域公園緑地(152.3ha)の活用を図る。	
都市緑地		既存の奈良井川緑地（3.6ha）、牛伏川緑地（0.4ha）等の活用を図る。	
公共施設緑地		公共施設緑地として、既存の河川緑地、児童遊園、農村広場、農村公園、運動場・グラウンド、教育文化施設、市民農園、レクリエーション施設及び開発行為による緑地を位置付け、さらに今後の河川や公共公益施設及び住宅地等の整備に合わせた緑地の拡充や市民農園の開設による拡充を図る。	

新（変更計画）

③実現のための具体の都市計画制度の方針

a. 公園緑地等の整備方針

都市公園等の施設として整備すべき緑地については、都市計画区域人口一人当り約 40 ㎡以上となるよう以下のように整備を進める。

公園緑地等の種別		配置方針	整備目標（㎡/人）
住区基幹公園	街区公園	市街地内において、誘致距離が概ね250mとなることを目標とし、94ヵ所、約19haの確保を図る。	40.0
	近隣公園	市街地内において、誘致距離が概ね500mとなることを目標とし、19ヵ所、約35haの確保を図る。	
	地区公園	市街地内において、誘致距離を概ね１kmとして配置済みであり、既存の城山公園（6.1ha）、あがたの森公園（6.1ha）、芳川公園（3.9ha）及び梓川ふるさと公園（18.8ha）の活用を図る。	
都市基幹公園	総合公園	既存のアルプス公園（72.7ha）、松本城公園（10.5ha）の活用を図る。	
特殊公園	歴史公園	既存の弘法山古墳公園（6.8ha）の活用を図る。	
	墓園	既存の中山墓園（47.0ha）の活用を図る。	
広域公園		既存の松本平広域公園(152.3ha)の活用を図る。	
都市緑地		既存の奈良井川緑地（3.6ha）、牛伏川緑地（0.4ha）等の活用を図る。	
公共施設緑地		公共施設緑地として、既存の河川緑地、児童遊園、農村広場、農村公園、運動場・グラウンド、教育文化施設、市民農園、レクリエーション施設及び開発行為による緑地を位置付け、さらに今後の河川や公共公益施設及び住宅地等の整備に合わせた緑地の拡充や市民農園の開設による拡充を図る。	

旧（現行計画）

b. 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

良好な自然環境の保全等を図るため、風致地区等の指定を以下のように進めるものとする。

地区の種別	指定方針	指定目標
風致地区	既存の城山風致地区、浅間風致地区、松本城址風致地区の保全を図る。	約 344ha
緑地保全地区	市街地内における筑摩神社の樹林地をはじめとする主要な社寺林や多様な生物生息・生育環境を保持する緑地や水辺地を対象に、26 カ所を指定する。	約 30ha

④主要な緑地の確保目標

a. おおむね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

・アルプス公園の改修、惣社公園の整備
・河川緑地の整備

都市公園等の施設として整備すべき緑地は、アルプス公園、惣社公園等の改修・整備促進に加え、河川緑地の整備に着手する。

b. 主要な緑地保全地区等

緑地保全地区については、筑摩神社等の新規指定を行うものとする。

新（変更計画）

b. 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

良好な自然環境の保全等を図るため、風致地区等の指定を以下のように進めるものとする。

地区の種別	指定方針	指定目標
風致地区	既存の城山風致地区、浅間風致地区、松本城址風致地区の保全を図る。	約 344ha
緑地保全地区	市街地内における筑摩神社の樹林地をはじめとする主要な社寺林や多様な生物生息・生育環境を保持する緑地や水辺地を対象に、26 カ所を指定する。	約 30ha

④主要な緑地の確保目標

a. おおむね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

・アルプス公園の改修、松本城公園の整備
・開発行為緑地の整備

都市公園等の施設として整備すべき緑地は、アルプス公園、松本城公園等の改修・整備促進に加え、開発行為緑地の整備を推進する。

b. 主要な緑地保全地区等

都市の緑の保全を図るため、特別緑地保全地区等の指定について研究を進める。

資料2-2

【都市計画の策定の経緯の概要】

松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更　（長野県決定）

事　　項	時　　期	備　　考
公聴会のための素案の閲覧	平成25年12月17日（火）から 平成26年１月24日（金）	
公聴会 （都市計画法第 16 条第 1 項）	平成26年１月26日（日）	公述人３名
関東地方整備局長事前協議	平成26年６月12日（木）	
関東地方整備局長事前協議回答	平成26年７月28日（月）	
市町村意見聴取 （都市計画法第 18 条第 1 項）	平成26年７月28日（月）	
計画案の公告 （都市計画法第 17 条第 1 項）	平成26年７月31日（木）	
計画案の縦覧 （都市計画法第 17 条第 1 項）	平成26年８月１日（金）から 平成26年８月14日（木）	意見書提出 １通
市町村意見聴取回答	平成26年８月下旬	（以下、予定）
長野県都市計画審議会 （都市計画法第 18 条第 1 項）	平成26年９月４日（木）	
国土交通大臣本協議 （都市計画法第 18 条第 3 項）	平成26年10月上旬	
国土交通大臣本協議回答	平成26年10月下旬	
決定告示 （都市計画法第 20 条第 1 項）	平成26年10月下旬	

追加資料2-3

都市計画決定に係る意見書の要旨

名　　称	都市計画の案の縦覧期間	広報の手段	利害関係の種別	
松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 松本都市計画区域区分の変更	平成26年８月１日（金）から 平成26年８月14日（木）まで	県報公告 県・市ホームページへの掲載 市広報誌への掲載	関係市町村の住民	その地域内に実質的な生活活動の本拠をもつ者又は法人
			利害関係人	区域内の土地について、所有権、借地権を持っている者等の法律上の利害関係を有する者のほか、その土地の周辺の住民、決定される施設を利用しようとする者

意見書提出者				意　見　の　要　旨	意　見　に　対　す　る　見　解
番号	住　所	利害関係	要旨区分		
1	松本市	関係市町村の住民	その他	1　波田町は、駅を中心としてだけではなく上・中・下波田地区を中心として発展してきた。 　また、上・中・下波田地域では、神社もお祭り等も盛大に行われており、特に秋の大祭は波田地区最大の祭りでもあるが、近年、若者が減少し、伝統行事の承継も厳しい状況にある。 　従って、波田駅から500mの範囲での市街化区域の設定は、地価を高くするだけであり、不便でも地価の安い山形村への若者流出の現状を考えれば、初回の計画のように（現在の用途地域の指定と同様に）上・中・下波田地域を市街化区域に入れるべきである。 2　交通の便、病院、学校等の便利さをもっと考えて人口を増やすべきである。	1　市街化区域の案は、旧波田町が行ってきた土地利用施策（用途地域）を基本としつつ、鉄道駅の周辺に都市機能を集約することにより、少子高齢社会に向けた、歩いて暮らせるまちづくりを進め、市の目指す集約型都市構造への転換を実現するため適正な範囲として設定したものです。 　市街化調整区域内の既存集落においてコミュニティの維持に支障があると判断される場合は、都市計画法第34条第1項第11号の規定による区域指定や地区計画等のコミュニティの維持を図るための方策を市で検討してまいります。 2　都市計画区域マスタープランにおいて、波田地区は松本市西部の拠点区域として位置付けており、また松本市都市計画マスタープランにおいても、鉄道駅周辺は医療・福祉施設や学校施設、商業施設が立地した生活の中心機能の維持・充実を図ることとしております。 　この方針に基づき今後、市及び地域の皆様と協力して地域のまちづくりを進めてまいります。

縦覧者	４名	縦覧の概要	期　間：平成26年８月１日（金）～８月14日（木） 場　所：長野県建設部都市・まちづくり課、長野県松本建設事務所、松本市役所 意見書提出者：２名